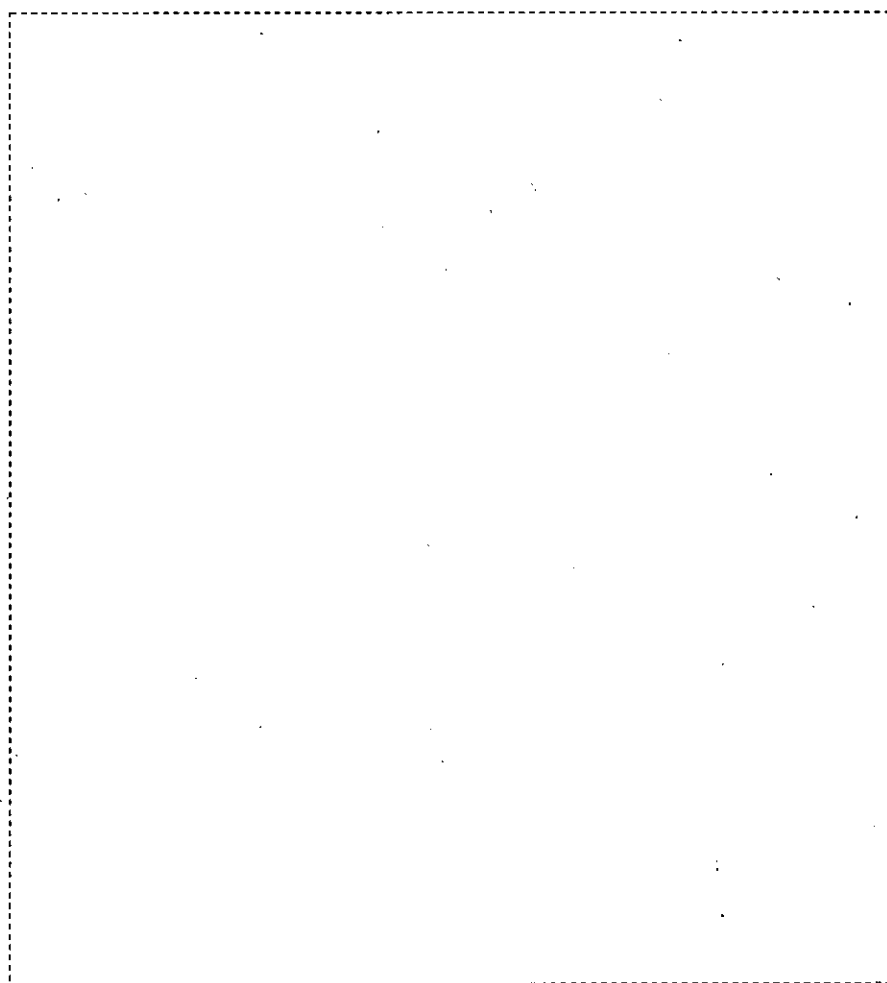


滑川市次世代育成支援行動計画

なめりかわ子育てプラン

(後期計画 素案)

～地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり～



滑 川 市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ・関連計画との調和	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の理念	2
5. 基本目標	4
第2章 子どもを取り巻く環境の変化等	5
1. 総人口及び年齢3区分人口比の推移	5
2. 出生数と出生率の推移	6
3. 世帯数と一世帯当たり人員、世帯型の構成の推移	8
4. 婚姻・離婚の状況	9
5. 女性（15歳以上）の就業率の状況	10
6. 子育ての状況（アンケート調査結果より）	11
7. 課題	14
第3章 滑川市の子育て支援・児童育成の現状	16
1. 保育所における子育て支援	16
2. 幼稚園における子育て支援	19
3. 小・中学校における児童育成・子育て支援	20
4. 地域・市民の子育て支援活動	22
5. 母子保健サービスの状況	23
6. 子育て家庭に対する経済的支援	28
7. 児童虐待に対する取り組み	29
8. 子育て支援サービスの情報提供	30
第4章 目標事業量の推計	31
1. 推計人口	31
2. 保育サービスニーズ量の推計	32
第5章 各論	35
第1節 施策の具体的推進	35
1. 地域における子育ての支援	35
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	35
(2) 保育所における支援の充実	35
(3) 幼稚園における支援の充実	36
(4) 子育て支援のネットワークづくり	36
(5) 児童の健全育成	36
(6) 経済的負担の軽減	37
2. 母性並びに乳幼児及び児童等の健康の確保及び増進	38
(1) 子どもや母親の健康の確保	38
(2) 食育の推進	38
(3) 思春期保健対策の充実	39
(4) 小児・周産期医療の充実	39

3. 職業生活と家庭生活との両立の推進	40
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	40
(2) 仕事と子育ての両立の推進	40
4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	41
(1) 次代の親の育成	41
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	41
(3) 家庭や地域の教育力の向上	42
5. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	43
(1) 児童虐待防止対策の充実	43
(2) 母子家庭等の自立支援の推進	43
(3) 障害児療育事業の充実	44
6. 子育てを支援する生活環境の整備	45
(1) 良質な住宅の確保	45
(2) 良好な居住環境の確保	45
(3) 安全な道路交通環境の整備	45
(4) 安心して外出できる環境の整備	45
(5) 安全・安心まちづくりの推進	45
7. 子どもの安全の確保	46
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	46
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	46
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	46
第2節 主要事業及び事業目標	47
1. 主要な指標（前期計画H17～21）	47
2. 施策の体系	49
(1) 子育てをしているすべての家庭を支援するために	49
(2) 子育てにやさしい職場環境づくりのために	51
(3) 親と子の学びと育ちを応援するために	51
(4) 子どもが健やかに育つ安心なまちづくりのために	53
3. 主要事業及び事業目標	54
(1) 地域における子育ての支援	54
(2) 母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保及び増進	59
(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進	61
(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	62
(5) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	63
(6) 子育てを支援する生活環境の整備	64
(7) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	66

第6章 計画の推進	67
第1節 推進のための各主体の役割	67
1. 家庭の役割	67
2. 地域の役割	67
3. 学校の役割	68
4. 事業所等の役割	68
5. 行政の役割	69
第2節 計画の推進体制	70
1. 市の推進体制	70
2. 住民と行政が一体となった推進体制	70

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

国では、進行する少子化への対応や次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、様々な対策を実施してきました。

しかし、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示され（出生中位・死亡中位推計）、社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会においては、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、この乖離を生み出している要因が整理されました。

結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられたところです。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

このたび、滑川市は、平成20年度に実施した次世代育成支援に関するニーズ調査による分析、子育て支援サービスの推計ニーズ量などを踏まえて次世代育成支援行動計画（前期計画）を見直し、庁内や住民の意見を反映した後期計画を策定します。

2 計画の位置づけ・関連計画との調和

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の市町村行動計画に位置づけられるもので、市町村に次世代育成支援のため策定が義務付けられています。総合計画や平成16年3月に策定した「滑川市福祉都市推進計画」など、関連する市の各種計画と調和を図りながら策定を行います。

3 計画の期間

この市町村行動計画は5年間で1期とすることとされており、前回の計画（前期計画）は平成17年度から平成21年度までを計画期間として定めました。

今回、策定する計画（後期計画）は、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度中に行い、平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定します。

なお、本計画は毎年、計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

4 計画の理念

地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり

近年、夫婦が希望する数の子どもを持つことに困難を感じたり、親が子育てやしつけに対して負担感を抱くなど、家族形態や地域社会が大きく変化してきています。

このような状況下にあつて、出産や子育てに関する様々な負担や困難をできるだけ軽減していくとともに、地域社会全体で支援していく体制づくりが重要であり、家族や地域の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

このことから、計画の基本理念を「地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり」とします。

基本視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す9つの方向性を行動計画において大切にすべき基本的視点とします。

○子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される環境づくりを推進します。

○次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

○サービス利用者の視点

社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、このような多様な個別ニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進します。

○社会全体による支援の視点

子育ては家庭の最も重要な機能であり、その責務も家庭で負わなければなりません。しかしながら、家庭における養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉え、子育てを地域社会で支援します。

○仕事と生活の調和の実現の視点

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向け、国及び県や企業を始めとする関係者の連携を推進します。

○すべての子どもと家庭への支援の視点

核家族化の進行の結果、子育てを学ぶ機会や近隣との繋がりが薄れ、子育てに対する不安や孤立化といった問題が生じており、広くすべての子どもと家庭に対して、子どもの成長過程に応じた支援をします。

○地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域で活動する子育てサークルや児童クラブ、自治会を始めとする様々な地域活動団体、ボランティアを希望する高齢者、加えて地域に受け継がれる伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することにより、子ども達が安心して生活できる環境づくりを推進します。また、豊かな自然環境や保育所、幼稚園、学校、公民館を始めとする各種の公共施設の活用を図ります。

○サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの質を確保することが重要であり、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開などの取り組みを進めます。

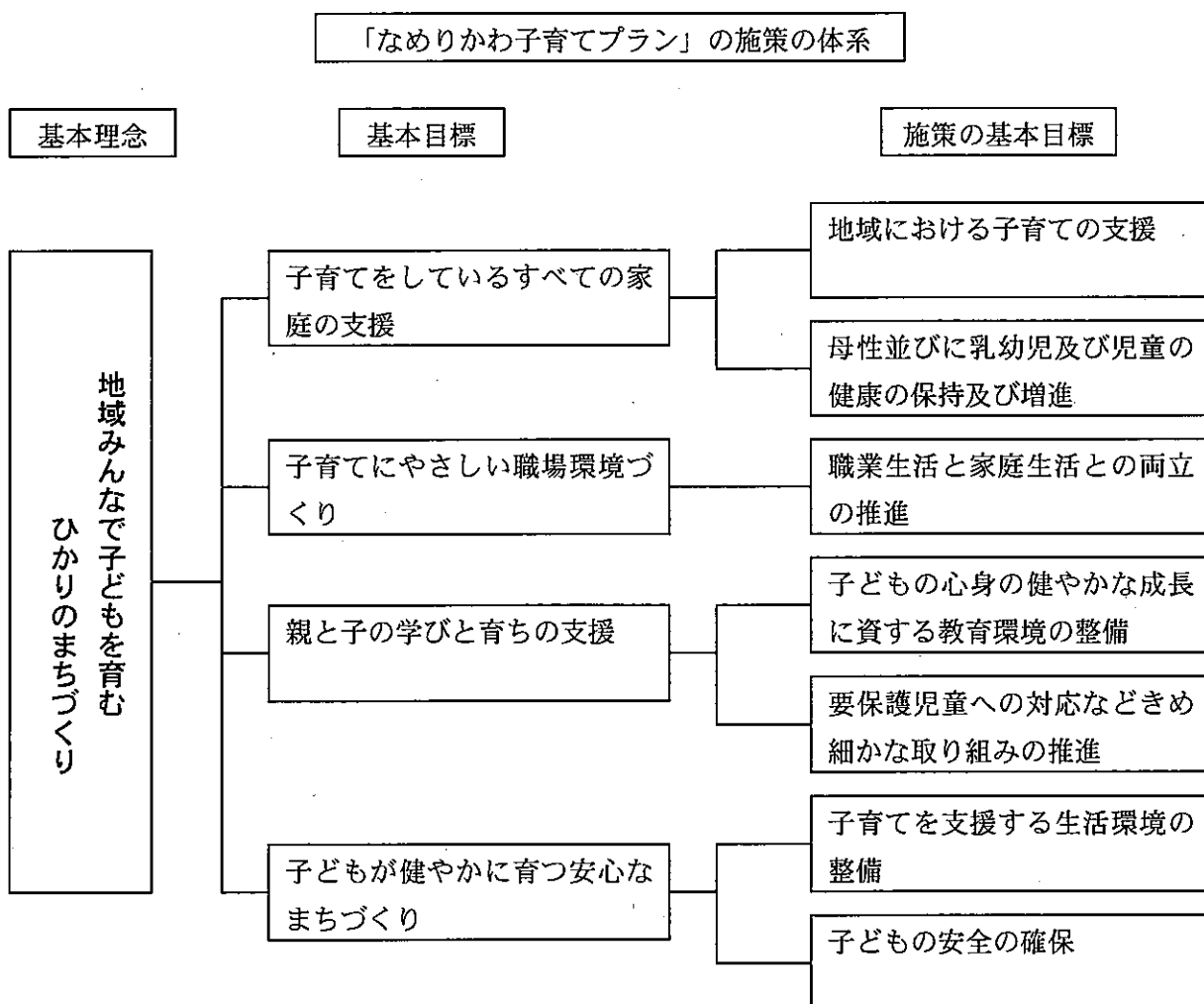
○地域特性の視点

豊かな自然に囲まれ、家族の絆、地域の連帯が少なからず残されている地域の特性を生かし、地域で生じた問題は、できる限り地域で解決に向けて取り組むことができるコミュニティの形成に努めます。

5 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つを「なめりかわ子育てプラン（行動計画）」における基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

- 1 子育てをしているすべての家庭の支援
- 2 子育てにやさしい職場環境づくり
- 3 親と子の学びと育ちの支援
- 4 子どもが健やかに育つ安心なまちづくり

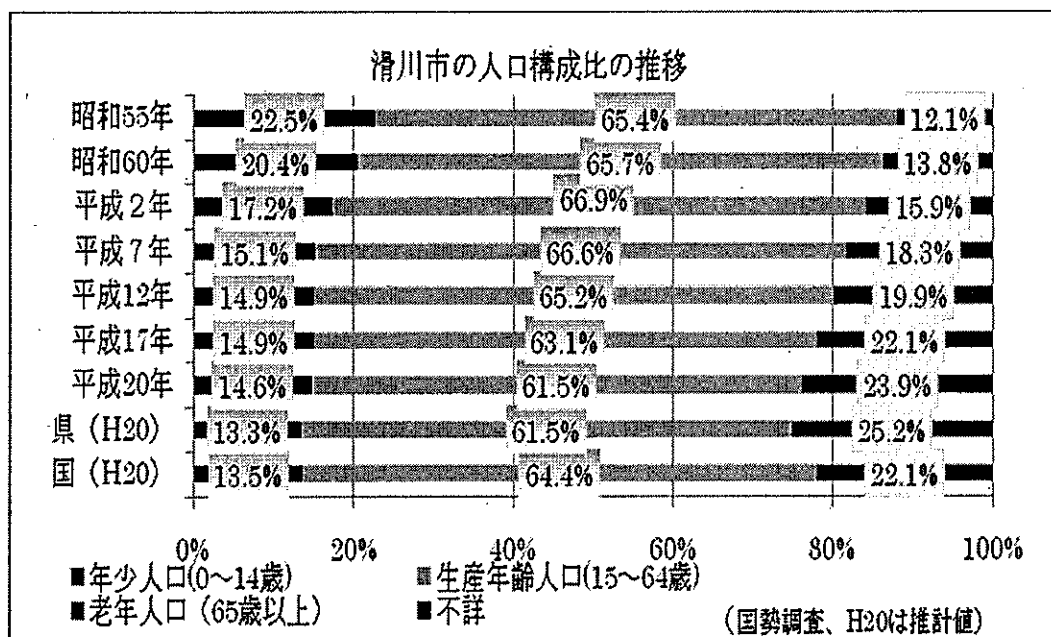
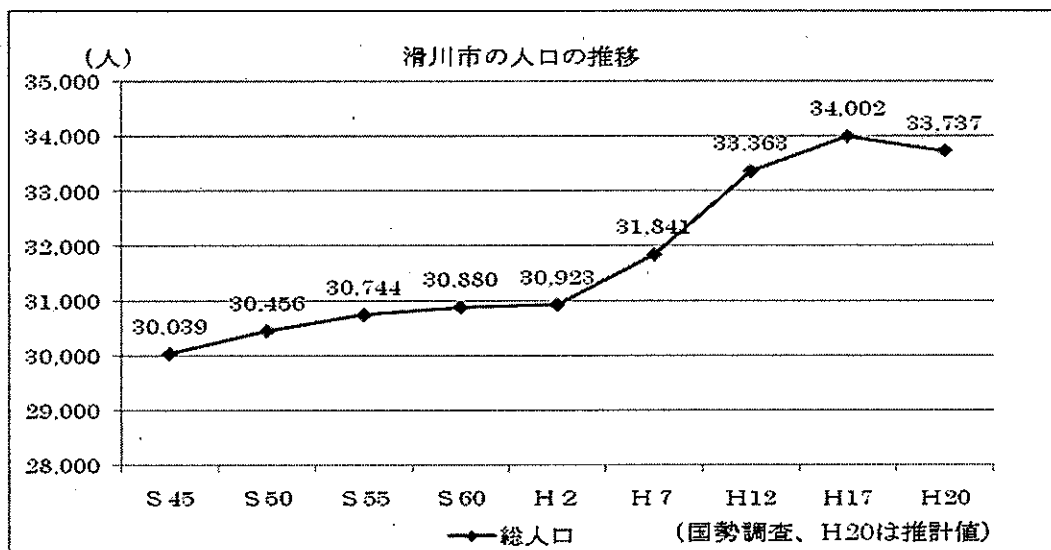


第2章 子どもを取り巻く環境の変化等

1 総人口及び年齢3区分人口比の推移

人口構成比の推移では、年少人口比は昭和55年の22.5%から大幅に減少し、平成20年は14.6%となっています。生産年齢人口比は昭和55年の65.4%から減少し、平成20年は61.5%です。老年人口比は昭和55年の12.1%から平成20年には23.9%に大きく増加しています。

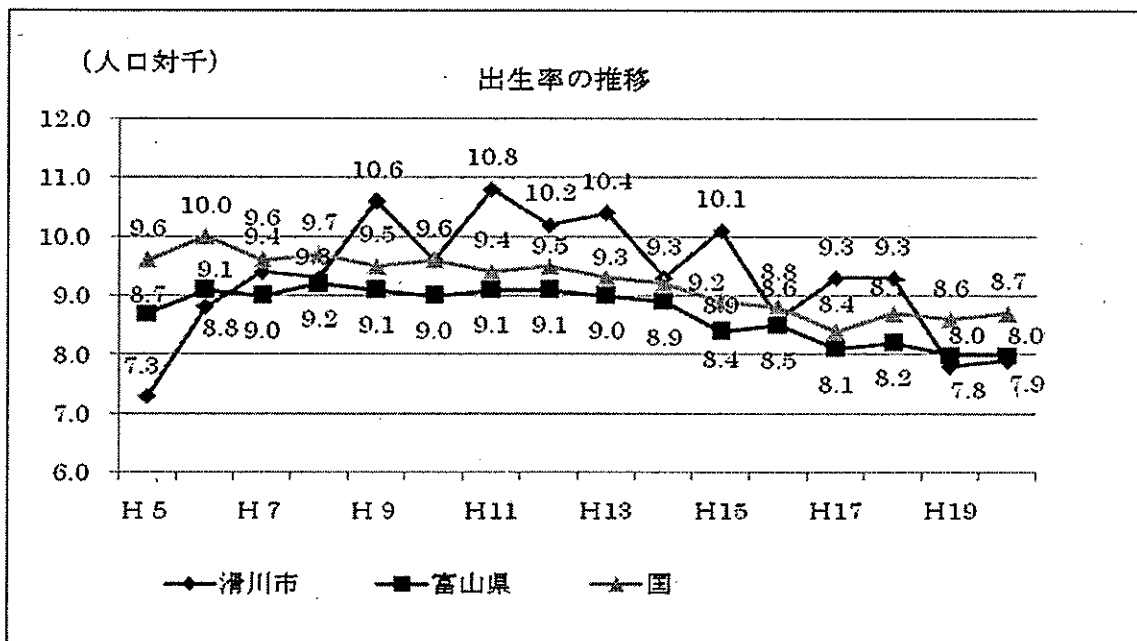
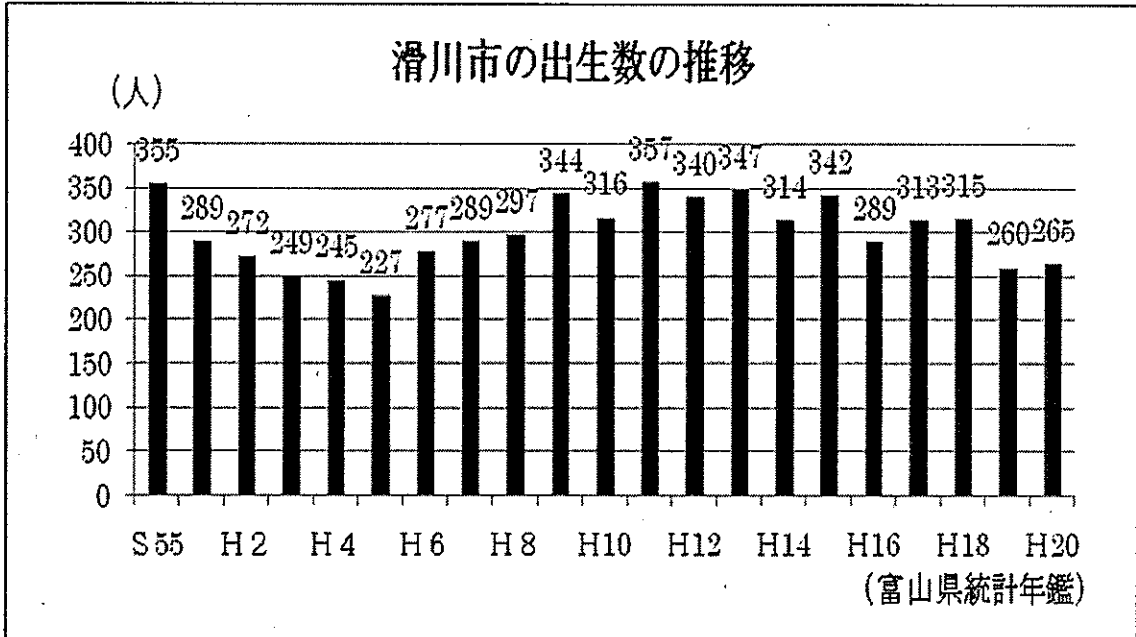
平成20年の県全体の平均と滑川市を比較すると、年少人口比は県平均を上回り、生産年齢人口比は等しく、老年人口比では県平均を下回っています。



2 出生数と出生率の推移

出生数（一年間に生まれた子どもの数）は、平成9年に300人を超え、平成18年まで概ね300人以上を維持していましたが、平成19年及び平成20年は260人台と大きく減少しています。

出生率の減少が全国的に進むなか、滑川市は平成5年の7.3から平成11年の10.8まで上昇し、その後10.0あたりを前後していましたが、平成19年及び平成20年は大きく減少し、8.0を割り込んでいます。



本市の合計特殊出生率（1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした場合の子ども数）は、平成20年（平成15年～平成19年の5年平均）で1.44となっており、国及び県平均を上回っております。

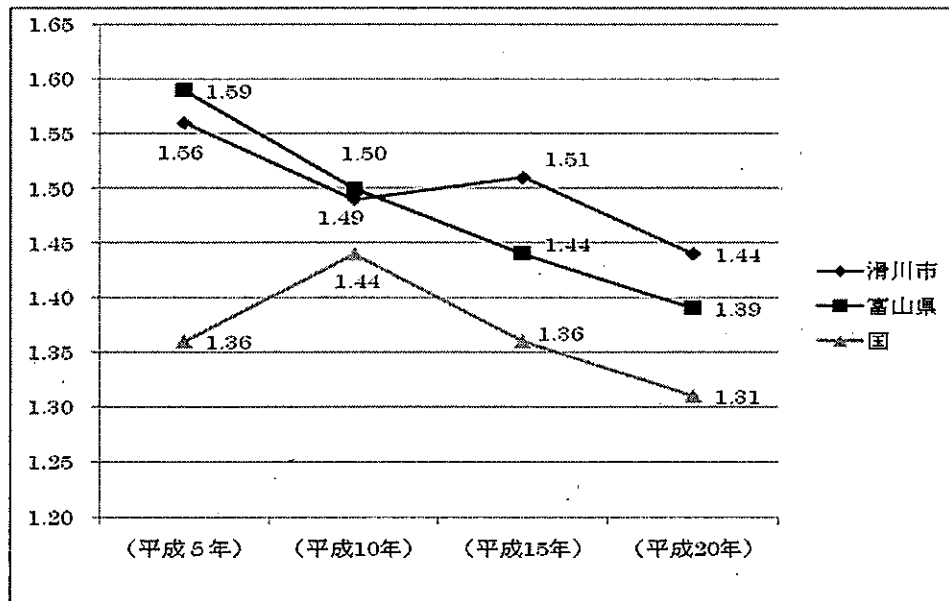
■合計特殊出生率の推移

区分	昭和63年～平成4年 (平成5年)	平成5年～平成9年 (平成10年)	平成10年～平成14年 (平成15年)	平成15年～平成19年 (平成20年)
滑川市	1.56	1.49	1.51	1.44
富山県	1.59	1.50	1.44	1.39
国	1.36	1.44	1.36	1.31

※1 厚生労働省大臣官房統計情報部 平成15年～平成19年人口動態保健所・市区町村別統計 人口動態統計特殊報告 による。

※2 滑川市及び富山県の数値についてはベイズ推定値による。

合計特殊出生率の推移



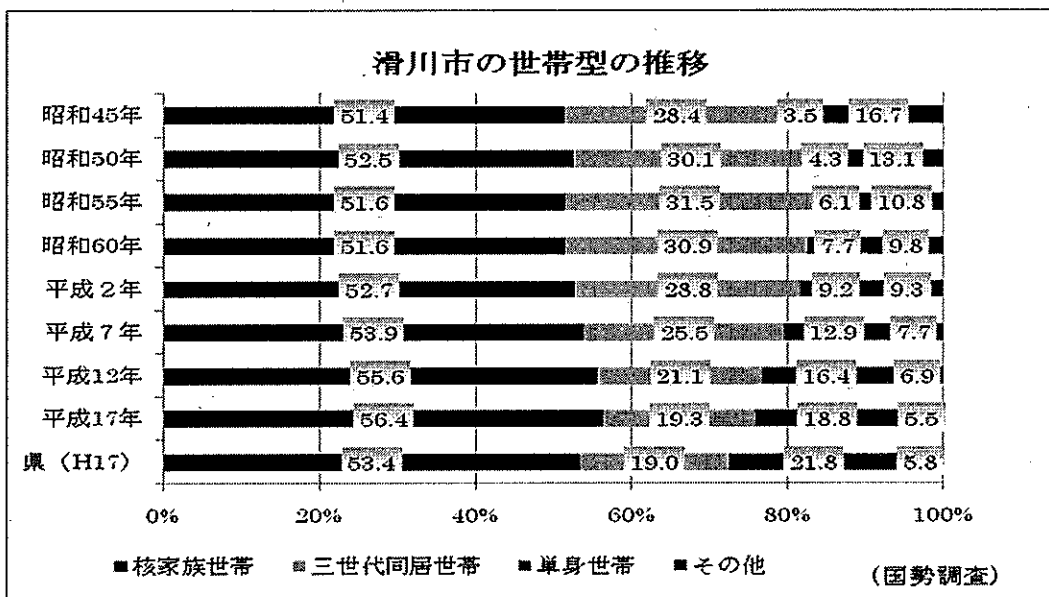
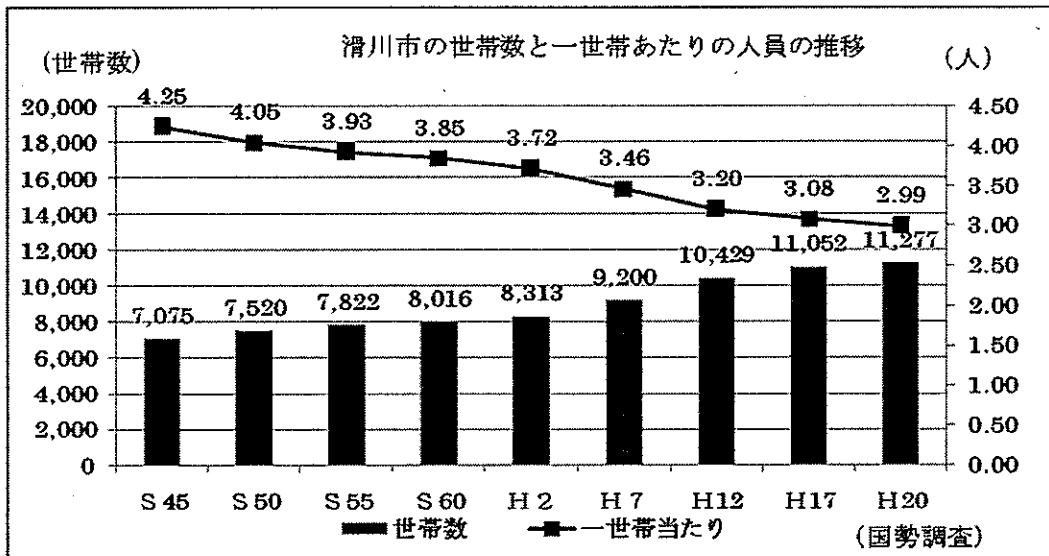
3 世帯数と一世帯あたり人員、世帯型の構成の推移

世帯数は昭和45年から平成20年にかけて7,075世帯から11,277世帯に増加しています。

一世帯あたりの人数は昭和45年の4.25人から、平成20年の2.99人に減少しています。

世帯型の構成比率は昭和45年から平成17年にかけて核家族世帯が51.4%から56.4%に増加、三世代同居世帯は28.4%から19.3%に減少、単身世帯は3.5%から18.8%と5倍以上の増加をしています。一世帯あたりの人員の減少は単身世帯の増加と三世代同居世帯の減少によるものと考えられます。

県全体と比較すると核家族世帯、三世代同居世帯が多く、単身世帯の割合は県平均より低いといえます。



4 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は平成20年は169件で平成7年の211件に比べると大きく減少しています。

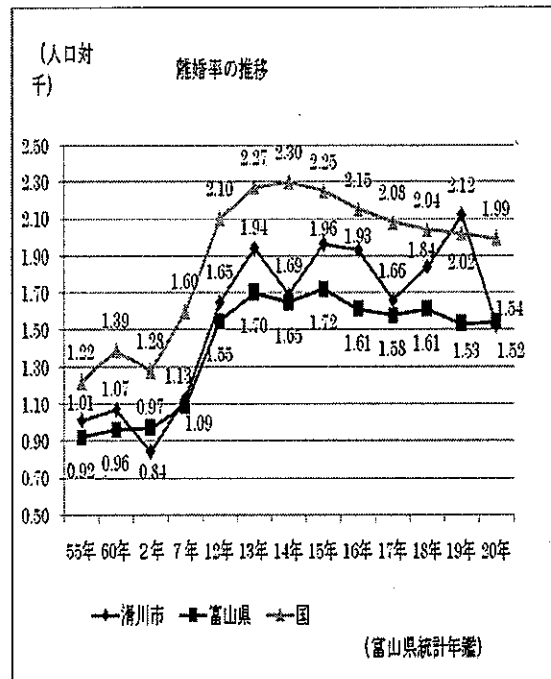
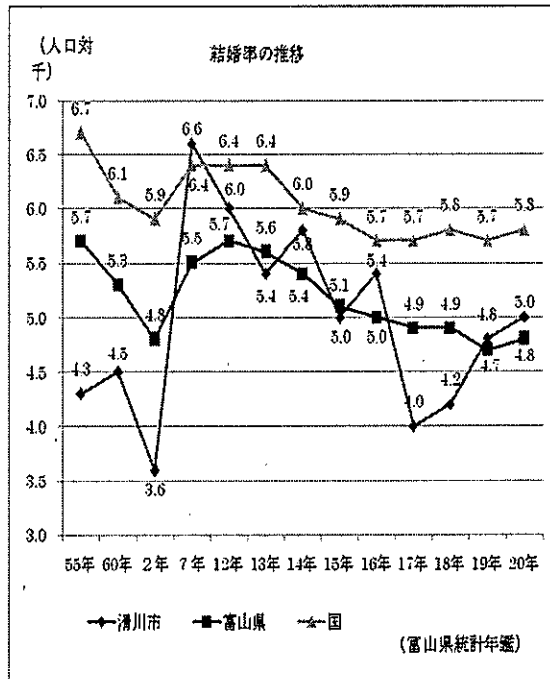
婚姻率（人口1,000人あたりの婚姻件数）は、平成7年以外は国の水準を下回っています。また、平成17年に4.0となりましたが、平成18年以降は増加傾向にあります。

一方、離婚件数は増加傾向にあり、平成19年は71件となり、昭和55年以降で最多となりました。平成20年は51件と大きく減少しています。

離婚率（人口1,000人あたりの離婚件数）は、以前から富山県の水準をほぼ上回っています。

区分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻	婚姻件数(件)	132	138	112	211	201	182	195	169	181	134	142	162	169
	婚姻率(人口千対)													
	滑川市	4.3	4.5	3.6	6.6	6.0	5.4	5.8	5.0	5.4	4.0	4.2	4.8	5.0
	富山県	5.7	5.3	4.8	5.5	5.7	5.6	5.4	5.1	5.0	4.9	4.9	4.7	4.8
	国	6.7	6.1	5.9	6.4	6.4	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8
離婚	離婚件数(件)	31	33	26	36	55	65	57	66	65	56	62	71	51
	離婚率(人口千対)													
	滑川市	1.01	1.07	0.84	1.13	1.65	1.94	1.69	1.96	1.93	1.66	1.84	2.12	1.52
	富山県	0.92	0.96	0.97	1.09	1.55	1.70	1.65	1.72	1.61	1.58	1.61	1.53	1.54
	国	1.22	1.39	1.28	1.60	2.10	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99

(富山県統計年鑑)



5 女性（15歳以上）の就業率の状況

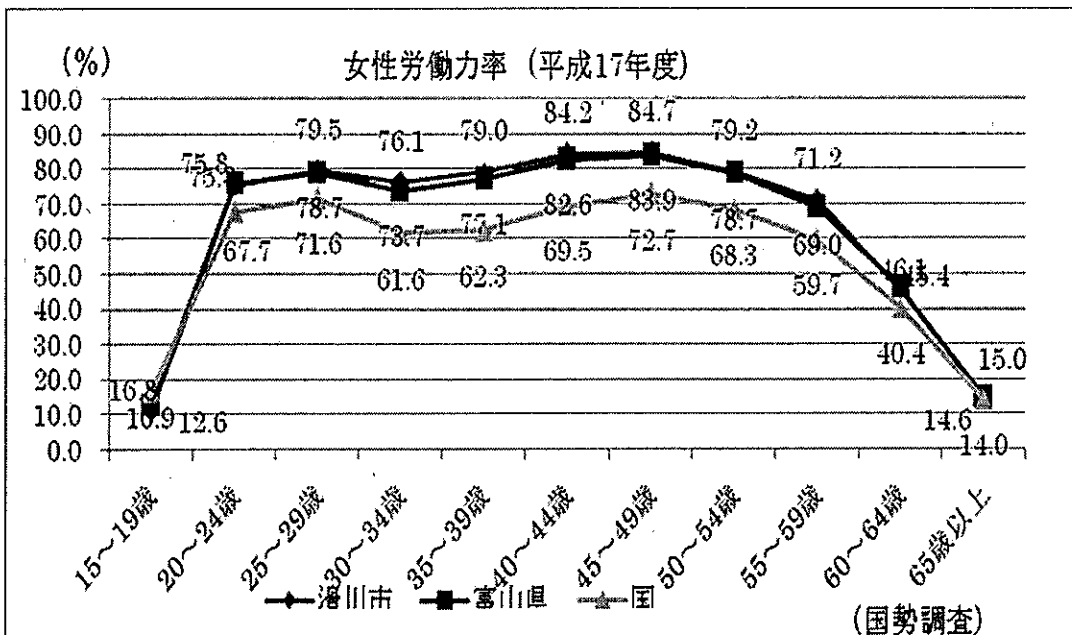
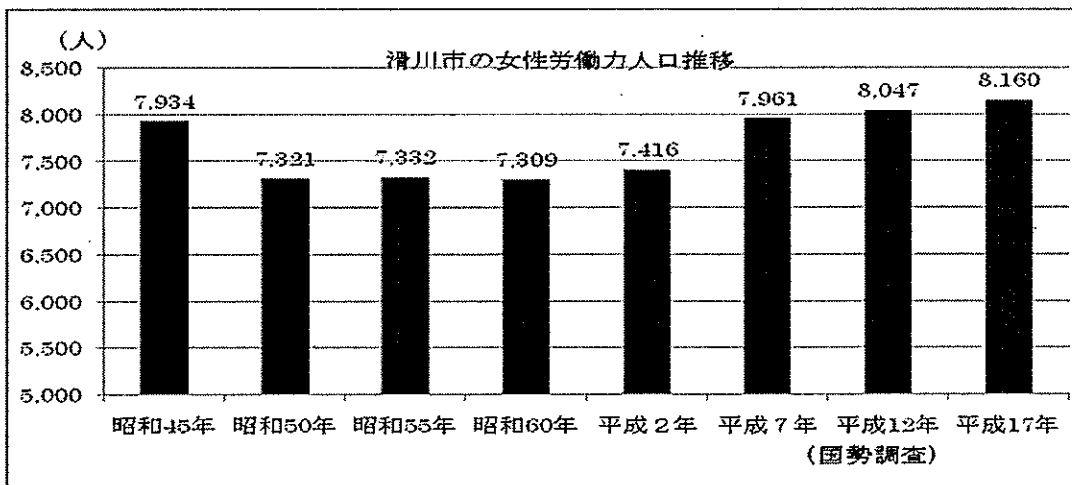
滑川市の女性労働力人口（15歳以上の働く意志を持った女性の人口）は昭和45年では7,934人で、平成17年には8,160人に増加しています。

滑川市の平成17年の年齢階層別女性労働力率は、25～29歳までに79.5%に上昇した後、子育て期間の30～34歳には76.1%と他の年齢階層より低い労働力率を示すM字カーブを描いています。35歳以降、労働力率は徐々に増加し45～49歳では25～29歳を上回る84.7%の労働力率を示し、その後は徐々に減少しています。

平成17年の全国平均と比較すると、滑川市の女性労働力率はほとんどの年代で全国平均を上回っています。

注：女性労働力人口…15歳以上の就業者または働く意志を持った女性の人口

年齢階層別女性労働力率…各年齢階層の総数に対する女性労働力人口の割合



6 子育て家庭の状況（ニーズ調査結果から）

(1) 就学前児童

① 保護者の就労状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・父親は 98.8%がフルタイム勤務をしています。一方母親は、39.2%がフルタイム勤務、29.1%がパート・アルバイト勤務をしており、非就労は3割程度となっています。 ・パート・アルバイト勤務をする母親の 58.8%が将来的なフルタイム勤務への転換を希望しています。 ・現在就労していない母親の 93.5%が今後の就労を希望しており、希望する就労形態は、パート・アルバイト勤務がほとんどとなっています。また、就労希望がありながら就労していない理由としては、「働きながら子育てできる仕事がない」が 35.9%と最も高くなっています。 ・出産前後1年以内に離職した母親は 35.6%となっています。離職した母親のうち 46.3%が、「保育サービスや職場・家庭環境等、仕事と家庭の両立を支援する環境が整っていれば就労を継続した」と回答しています。
② 保育サービスの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の保育サービス（認可保育所・事業所内保育施設・その他の保育施設・幼稚園・幼稚園の預かり保育・ファミリーサポートセンター）は 63.1%が利用しています。 ・保育サービスの利用については、「認可保育所」が 47.7%と最も多く、次いで「幼稚園」14.5%となっています。 ・保育サービスを利用する理由については、「就労のため」が 81.9%と大部分を占めており、次いで「教育のため」10.0%となっています。一方利用しない理由については、「非就労等により必要ない」が 48.4%、「子供がまだ小さい」25.2%、「祖父母・親戚がみている」11.3%となっています。 ・土曜日、休日の利用希望については、土曜日は 38.7%、日曜日・祝日は 20.5%が月に1回以上の利用を希望しています。 ・回答者の 48.2%が「この1年間に子供の病気等により通常の保育サービスを利用できないことがあった」としており、その過半数は「できれば施設に預けたい」と回答しています。 ・この1年間の一時預かり利用者は 28.7%となっています。また、12.0%が「用事等により子供を泊まりがけで家族以外に預けなければならないことがあった」としています。
③ 育児休業制度の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度については、35.1%が「母親が利用した」としています。フルタイム勤務する母親に限ると、「母親が利用した」は 74.9%となっています。 ・育児休業明けの保育サービスについては、「育児休業期間の調整により利用できた」が 10.8%、「利用できなかった」が 7.4%となっています。
④ 子育てに関する意識	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てについては、「楽しいと感じることの方が多い」とした者は 57.5%となっています。一方、「辛いと感じることの方が多い」は 3.6%となっています。 ・子育てに有効な対策としては、「地域における子育て支援の充実」「保

	<p>育サービスの充実」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「仕事と家庭生活の両立」が有効な対策として上位に挙げられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活における優先度については、希望は「家事（育児）」が61.3%と最も多く、次いで「プライベート」15.2%となっていますが、現実には「家事（育児）」49.3%に続き「仕事」が35.3%で、「プライベート」については0.7%となっています。
⑤ 主な意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成の対象年齢拡充、インフルエンザ予防接種費用の助成・無料化 公園の整備、児童館の改修・新設、子どもが安心して遊べる施設の整備、通学路の整備 放課後児童クラブの開所日数・時間・対象年齢の拡充及び卒園から小学校入学式までの期間に預けられる体制の整備 子育て支援関連情報のPR、子育て支援センターの土日開所、子育て応援券の対象者拡充及び利用期限の延長 保育料の軽減、病児・病後児保育の充実 市窓口の時間延長

(2) 小学校児童

① 保護者の就労状況等	<ul style="list-style-type: none"> 父親は97.0%がフルタイム勤務をしています。一方母親は、49.0%がフルタイム勤務、39.6%がパート・アルバイト勤務をしており、非就労は1割程度となっています。 パート・アルバイト勤務をする母親の54.6%が将来的なフルタイム勤務への転換を希望しています。 現在就労していない母親の70.3%が今後の就労を希望しており、希望する就労形態は、パート・アルバイト勤務がほとんどとなっています。また、就労希望がありながら就労していない理由としては、「働きながら子育てできる仕事がない」が34.7%と最も高くなっています。
② 保育サービスの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 小学校1～3年生において、放課後児童クラブの利用者は28.9%となっています。また、利用する理由としては「就労中」が94.4%と大部分を占めています。 放課後児童クラブの利用時間について、現在の利用者は17時または18時までを主に希望していますが、今後の利用希望者については19時までの利用希望も23.1%と多くなっています。 土曜日の放課後児童クラブについては、現在の利用者は36.5%が利用を希望していますが、今後の利用希望者については78.6%が利用を希望しています。 保護者が希望する小学校4年生以上の放課後の過ごし方については、「クラブ活動や習い事」が35.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」「放課後こども教室」となっています。放課後児童クラブについては、73.4%が小学校6年生までの利用を希望しています。 回答者の49.3%が「この1年間に子供の病気等により通常の保育サービスを利用できないことがあった」としており、そのうち「できれば施設に預けたい」と回答したのは10%未満となっています。

	<ul style="list-style-type: none"> この1年間の一時預かり利用者は22.8%となっています。また、10.3%が「用事等により子供を泊まりがけで家族以外に預けなければならないことがあった」としています。
③ 子育てに関する意識	<ul style="list-style-type: none"> 子育てについては、「楽しいと感じることの方が多い」とした者は59.0%となっています。一方、「辛いと感じることの方が多い」は2.7%となっています。 子育てに有効な対策としては、「仕事と家庭生活の両立」が最も多く、「子供の教育環境」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」も有効な対策として上位に挙げられています。 生活における優先度については、希望は「家事（育児）」が53.4%と最も多く、次いで「プライベート」16.6%となっていますが、現実には「仕事」が47.7%と最も多く、次に「家事（育児）」が29.8%となっており、「プライベート」については1.6%となっています。
④ 主な意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成の対象年齢拡充、小児医療体制の充実、インフルエンザ予防接種費用の助成・無料化 公園の整備、児童館の改修・新設、通学路の整備 放課後児童クラブの開所日数・時間・対象年齢の拡充及び小学校に近い場所での実施 子育て支援関連情報のPR ひとり親医療費助成の見直し 通学時間に合わせたコミュニティーバス・スクールバスの運行、親同士の交流の場の整備

7 課題

本市における人口動向、家庭・地域の動向、子育て・子育て（子どもが主体となり、自らの力で育つこと）の状況などを踏まえ、子どもが心身ともにすこやかに成長し、また、子育てが楽しく、やりがいのあるものと感じられるような環境を整備するため、次のような課題に取り組んでいく必要があります。

(1) 子どもの権利擁護の充実

児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）をはじめ、いじめ、体罰、不登校、セクシャル・ハラスメント等、子どもに対する重大な権利侵害を未然に防ぐため、親子への人権学習の機会を提供するとともに、相談支援体制を充実することが重要です。

また、関係機関の連携強化、虐待防止に関する地域住民の啓発など、地域住民を含めたネットワークを充実させ、虐待の早期発見・支援に向けた取り組みを推進していく必要があります。

(2) 子育て不安や負担感の軽減

本市において、ニーズ調査では子育てについて「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」（就学前 35.5%、小学校 32.6%）、「辛いと感じることの方が多」（就学前 3.6%、小学校 2.7%）となっています。また、子育てについて「気軽に相談できる人がいない」（就学前 6.6%、小学校 9.8%）となっています。地域の人と人のつながりが希薄化するなかで、子どもとどう関わったらよいか迷う親、子育てに自信をなくし子育ての不安や負担感が募っている親が増えてきています。

地域のなかに人々が気軽に集え、いつでも開いている場所や何でも話ができる隣人など、子育て家庭を受け入れるネットワークの存在は、子育ての大きな安心感につながります。子どもを持つ親が気軽に集う場を整備するとともに、地域全体が子育て家庭を支える意識の醸成が求められています。

(3) 子どもの育ちの支援

本市において、ニーズ調査（小学校）では子育てに有効な対策として「地域における子どもの活動拠点の充実」が多く挙げられています。

少子化の進む中で、兄弟、異年齢の子どもとの遊び経験が減少し、乳幼児、特に0歳児とふれあう機会の減少など、子ども同士のふれあい経験や、親となる前の育児経験が不足しています。また、自分より上の世代と交流し、生き方や仕事、家庭に対する様々な考え方を学ぶ機会が少なく、自分の人生を自分のものさしで自分なりに描くことのできる子どもが減っています。

子どもたちが、困難や苦勞に対して立ち向かい、自らの人生を自分で切り拓いていく力、また、変化していく社会にしなやかに対応していく力を身に付けることが求められています。

(4) 仕事と子育ての両立

本市において、ニーズ調査（就学前）では出産前後1年以内に離職した母親が35.6%となっています。そのうち35.4%が「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば継続して就労していた」と回答しています。また、生活における優先度として、希望は「家事（育児）」（就学前61.3%、小学校53.4%）、「仕事」（就学前7.9%、小学校8.0%）となっているのに対し、現実には「家事（育児）」（就学前35.3%、小学校29.8%）、「仕事」（就学前35.3%、小学校47.7%）と、生活において仕事を優先せざるをえない実態が伺えます。

少子化は将来の労働力の減少を招き、経済成長率の低下や年金、医療、福祉等社会保障分野における現役世代の負担の増大と手取所得の減少など生活水準の低下や、経済生活へも大きな影響を与えます。

子育てと両立できる保育サービスの充実はもとより、男性中心の働き方の見直しなど男女共同参画社会の確立のための意識作りや就業環境の変革など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて行政・企業・労働者が連携して取り組み、仕事と子育てを両立できる環境を整備する必要があります。

(5) 地域ぐるみの子育て支援

子育て家庭や子ども自身の抱える問題を解決し、子どもが心身ともにすこやかに成長し、子育てが楽しく、やりがいのあるものとなるためには、行政、家庭、地域、学校などが協力して取り組むことが求められています。特に、母子保健推進員、食生活改善推進員等の健康づくりボランティア、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域の子育て支援関係者や学校、PTA、児童クラブ等、地域における人と人とのつながりが果たす役割やその潜在的な可能性には、大きな期待が寄せられています。

子育てに関心のある地域住民の気持ちを大切に、ネットワークを充実し、地域ぐるみで子育てを支援できる仕組みづくりが必要です。

第3章 滑川市の子育て支援・児童育成の現状

1 保育所における子育て支援

(1) 保育所の状況

ア 入所児童数

平成21年5月1日現在、市内には公立保育所2か所、私立保育園8か所の合計10か所の認可保育所があり、定員930人に対して988人が入所しています（近隣市町からの委託児を含む）。

開所時間は、7時から20時までが2園、7時から19時30分までが1園、7時から19時までが5園、7時から18時30分までが1園、7時15分から18時45分までが1園となっています。

なお、事業所内保育施設、認可外保育施設、家庭的保育施設及び夜間保育所については、市内にはありません。

●保育所の状況

保育所名	定員	入所者数	所在地	開所時間	特別保育
(公立) あずま保育所	70人	80人	四間町616	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 なし	延長、一時
(公立) 坪川保育所	45人	50人	坪川1180	平日・土曜 7:15～18:45 日曜・祝日 なし	延長、一時
(私立) 高月保育園	120人	134人	高月町72	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 7:00～19:00	延長、一時、 休日、 病児・病後児
(私立) 滑川中央保育園	90人	87人	領家町540-2	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 7:00～19:00	延長、一時、 休日、 病児・病後児
(私立) 童和保育園	60人	55人	堀江1796	平日・土曜 7:00～19:30 日曜・祝日 なし	延長、一時
(私立) 中加積保育園	180人	174人	小林69	平日・土曜 7:00～20:00 日曜・祝日 8:00～17:30	延長、一時、 休日、 病児・病後児
(私立) 上小泉保育園	140人	154人	上小泉668	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 7:00～19:00	延長、一時、 休日、 病児・病後児
(私立) 浜加積保育園	120人	138人	北野374-3	平日・土曜 7:00～18:30 日曜・祝日 なし	延長、一時、 病児・病後児
(私立) 和光保育園	60人	66人	本江308-5	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 なし	延長、一時、
(私立) やなぎはら保育園	45人	50人	柳原6-3	平日・土曜 7:00～20:00 日曜・祝日 7:00～20:00	延長、一時、 休日、 病児・病後児
合計	930人	988人			

イ 保育サービスの状況

市内の認可保育所が実施している保育サービスについては、次のとおりです。

延長保育は、全保育所で実施しており、2か所が2時間、2か所が1時間半、2か所が1時間、2か所が30分の延長保育を実施しています。

休日保育は、5か所で実施しています。

障害児保育は7か所で実施していますが、全保育所で受け入れは可能となっています。また、保育に特別な配慮を要する児童に対応するため、研修を受講した保育サポーターを2か所に配置しています。

年度途中の受け入れについては、定員の弾力運用により、全保育所で実施しています。

●保育サービスの状況

事業	現状
乳児保育	全保育所において、産休明け（生後2か月）から保育を実施
延長保育	全保育所で11時間の開所時間を超える延長保育を実施
休日保育	私立保育所（5か所）で日曜日・祝日の保育を実施
病児・病後児保育	病後児対応型を私立保育所1か所で実施 体調不良児対応型を私立保育所5か所で実施
障害児保育	公立保育所（2か所）、私立保育所（5か所）で実施 ただし、全保育所で受け入れは可能
ハートフル保育サポートモデル事業	保育に特別な配慮を要する児童に対応するため、研修を受講した保育サポーターを私立保育所（2か所）に配置

(2) 地域の子育て家庭を対象としたサービス

現在、地域の子育て家庭を対象に、次のようなサービスを実施しています。

保育所における一時保育は、全保育所で実施しています。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）については、現在のところ実施していません。

地域の老若男女との交流など、保育所の有する機能を地域住民のために活用する地域活動事業は、全保育所で実施しています。

地域における子育て親子の交流を促進し、子育ての不安感などの緩和を図り、子どもの健やかな育ちの促進を目的として、子育て支援センターの開設（あずま保育所内）及びとやまっ子 子育てミニサロン事業を実施しています。

事業	現状
一時保育事業	全保育所で実施 休日保育を実施する保育所においては、日曜・祝日の一時保育も対応

子育て短期支援事業	ショートステイ…未実施 トワイライトステイ…未実施
地域活動事業	全保育所で実施
子育て支援センター	あずま保育所内に設置 子育て相談や育児講座、子育てサロン等を実施
子育てミニサロン事業	私立保育所（2か所）で実施

2 幼稚園における子育て支援

(1) 園児数

平成21年5月1日現在、市内には公立幼稚園1か所、私立幼稚園6か所があり、445人が入園しています。

すべての幼稚園において、通常の教育時間終了後希望する幼児を対象に引き続き幼稚園の教育活動の一環として保育を行う「預かり保育」を実施しています。

●幼稚園の状況

幼稚園名	所在地	保育時間	備考
(公立) 田中幼稚園	加島町207	平日 8:30～15:00 土曜日 なし 延長 8:00～17:00	平成21年度をもって 廃園
(私立) 同朋幼稚園	常盤町630	平日 9:00～14:30 土曜日8:00～12:00 延長 8:00～19:00	
(私立) 北加積幼稚園	大島新509-1	平日 9:00～15:00 土曜日7:00～12:00(※) 延長 7:00～19:00	第一・第三土曜のみ
(私立) 早月加積幼稚園	追分3801	平日 8:00～14:30 土曜日8:00～12:00(※) 延長 8:00～18:00	第一・第三土曜のみ
(私立) 希望幼稚園	田中新町2005	平日 8:30～15:30 土曜日 なし 延長 7:30～18:00	
(私立) 東加積幼稚園	大崎野207	—	平成20年度から 休園中
(私立) 西加積幼稚園	下梅沢31	平日 8:30～15:30 土曜日8:30～11:30 延長 8:00～19:00	

●幼稚園が実施している地域の子育て家庭への支援

事業	現状
一時預かり	私立幼稚園（3か所）で実施
親子サークル	全幼稚園で未就学園児親子を対象として、同年齢の子どもとの交流や子育ての情報交換、親子のスキンシップなどの促進を図る「親子サークル」を定期的実施
子育て講座等	各幼稚園において、専門の講師を招き子育てや家族のあり方について考える子育て講座等を随時実施

3 小・中学校における児童育成・子育て支援

(1) 児童・生徒数

現在、市内には7つの小学校があり、81学級、児童数2,034人です。

児童数は平成17年度の2,088人と比較すると平成21年度は2,034人と54人減少しています。

●小学校の状況（各年度5月1日現在）

年度	学校数	学級数	教員数（人）	児童数（人）
平成17年	7	84	129	2,088
平成18年	7	82	122	2,094
平成19年	7	82	124	2,086
平成20年	7	81	120	2,082
平成21年	7	81	120	2,034

●各校の状況（平成21年度）

学校名	学級数	教員数（人）	児童数（人）
寺家小学校	9	15	274
田中小学校	13	17	267
東部小学校	17	26	474
西部小学校	20	28	529
南部小学校	9	13	225
北加積小学校	7	11	177
東加積小学校	6	10	88

一方、中学校は2校あり、31学級、生徒数は1,021人です。生徒数は平成17年度の931人と比較すると90人増加しています。

●中学校の状況

年度	学校数	学級数	教員数（人）	生徒数（人）
平成17年	2	27	63	931
平成18年	2	27	63	958
平成19年	2	30	64	996
平成20年	2	30	65	1,023
平成21年	2	31	68	1,021

●各校の状況

学校名	学級数	教員数（人）	生徒数（人）
滑川中学校	19	42	653
早月中学校	12	26	368

(2) 子育て支援・児童育成への取り組み

子育て支援・児童育成への取り組み状況は次のとおりです。

ア 子どもの居場所づくり

市内全小学校区に放課後児童育成クラブ（9か所）があります。対象は原則として1～3年生の児童としています。

◎放課後児童育成クラブの状況

平成21年5月1日現在

クラブ名	登録児童数	所在地	開設時間	備考
南部小学校下 児童育成クラブ (のびっ子クラブ)	15人	赤浜573(中加積地区公民館内)	(月～土曜日、振替・長期休業日を含む) 17時30分まで	平成8年度設置
西部小学校下 児童育成クラブ (元気っ子クラブ)	51人	下梅沢31-1 (西加積地区公民館内)	(月～土曜日、振替・長期休業日を含む) 18時まで	平成9年度設置
西部小学校下西部 児童育成クラブ (元気っ子クラブ)	31人	上島471 (西部小学校内)	(月～土曜日、振替・長期休業日を含む) 17時まで	平成21年度分割・設置
寺家小学校下 児童育成クラブ (ひまわりクラブ)	24人	吾妻町426(東地区公民館内)	(月～土曜日、夏期休業日を含む) 17時30分まで	平成11年度設置
田中小学校下 児童育成クラブ (にこにこクラブ)	40人	加島町194(西地区公民館内)	(月～土曜日、振替・長期休業日を含む) 18時まで	平成13年度設置
北加積小学校区 児童育成クラブ (WAYWAYクラブ)	34人	中塚432(北加積コミュニティ防災センター内)	(月～土曜日、振替・長期休業日を含む) 18時まで	平成14年度設置
東部小学校早月加積地区児童育成クラブ (ほのぼのクラブ)	18人	追分3801(早月加積地区公民館内)	(月～土曜日、振替・長期休業日を含む) 17時30分まで	平成21年度分割 (平成15年度設置)
東部小学校区児童育成クラブ (ほのぼのクラブ)	27人	曲淵81(浜加積地区福祉センター内)	(月～土曜日、振替・長期休業日を含む) 18時まで	平成21年度分割 (平成15年度設置)
東加積小学校区 児童育成クラブ (ほたるの家)	10人	大崎野244(東加積地区公民館内)	(月～金曜日、夏期休業日を含む) 17時30分まで	平成16年度設置

イ 「14歳の挑戦」事業

自分の可能性や生きる力を見いだそうと、中学2年生を対象に、一週間学校を離れて地域の中で体験活動を行っています

4 地域・市民の子育て支援活動

子育て家庭を支援する地域団体や市民の活動は次のとおりです。

○ 子育てサークル

子育てサークルは、現在市内に 6 サークルがあり、子育て支援センター、児童館、地区福祉センターなどを中心に活動されています。

サークル名	活動拠点
ミッキー&ミニー	子育て支援センター
プーちゃん	〃
パピーちゃん	〃
たんぽぽ	児童館
ひまわり	〃
ぴよぴよくらぶ	早月加積地区公民館

○ 子育てサポートボランティア

保育サポートのボランティア団体が、現在市内に 1 団体あり、活動されています。

団体名	活動内容等
えくぼの会	保育のサポート

○ 主任児童委員、民生委員・児童委員

主任児童委員を中心に、保育サポートや行事等の支援、子育てサロンの活動支援など、子育て活動へ臨機応変に対応されています。

○ 各種団体

市連合婦人会や市更生保護女性会等では、活動計画の一環として、子育て支援事業を積極的に実施されています。

5 母子保健サービスの状況

本市の母子保健サービスは、滑川市民健康センターを中心に妊娠・出産・育児のライフサイクルに応じて総合的な母子保健サービスの提供を目指し、以下のような取り組みを行っています。

事業	内容 (H21 年度)	実績 (H20 年度)
パパママ教室	・妊娠7か月以降の初産夫婦を対象に、夫婦協力の妊娠・出産・育児について講義や沐浴実習、妊婦体験を実施し、知識の習得や男性の育児参加を支援。	・4回 (土曜日開催) 受講者 41組
ママと赤ちゃんのふれ愛会 (おっぱい教室)	・妊娠7か月以降の妊婦及び乳児をもつ母を対象に、助産師による母乳育児を中心とした講義・個別相談を実施。(絵本の読み聞かせ体験も同時実施)	・4回 受講者 妊婦 8人 産婦 52人 乳幼児 52人
健康診査及び育児支援	・妊産婦を対象に、医療機関に委託して個別健診を行い、健康管理の向上を図る。 ・乳幼児集団健診及びその機会をとらえた教育・相談・育児支援事業の実施。11～13か月児を対象に、市内医療機関に委託し個別健診(すこやかお誕生健診)を実施。 4か月児健診： 事故防止指導 離乳食相談指導 絵本の読み聞かせ体験 1歳6か月/3歳4か月児健診： 育児支援個別相談 栄養相談	・妊婦一般健診(5回) 通年延べ1,037人/妊婦精密健診(必要者) 通年7人/超音波健診(35歳以上) 通年41人/産婦一般健診(必要者) 通年49人 ・4か月児健診 12回 (262人・98.9%) ・すこやかお誕生健診 通年217人 ・1歳6か月児健診 12回 (282人・98.3%) ・3歳4か月児健診 12回 (302人・97.7%)
訪問指導	・妊産婦、新生児、健診未受診児、健診後のフォロー等必要に応じ、訪問相談を実施。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業：生後4か月までの乳児家庭を対象に、母親の育児不安の軽減や子どもの健全育成等を目的に助産師・保健師・母子保健推進員が全戸訪問を実施。	・妊産婦 延394人 ・乳児(新生児含む) 延387人 ・幼児 延19人
相談指導	・「来所相談」： 母子健康手帳の交付や予防接種手帳等を発行。その際に母子健康管理及びライフサイクルに応じた保健情報提供、保健師・栄養士・助産師による育児・栄養個別相談を実施。 ・「すこやか子育て相談会」： 乳幼児とその保護者を対象に、保健師・栄養士・助産師による個別相談、身体計測、子育て支援センターの紹介等を実施。ま	・月～金曜日随時 妊産婦 延374人 乳幼児 延609人 ・6回 延87人

	<p>た、健診後のフォローの場として活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ほたるっこ広場（言語・発達相談）」： 健診、相談等において言語、発達等に不安がある幼児と養育者を対象に、保育士・言語聴覚士等による個別相談を実施。 ・「ジャングルジム（親子の遊び教室）」： 健診、相談等において支援が必要な幼児と養育者を対象に作業療法士等による感覚統合訓練を主とする集団及び個別支援を実施。また、保育等に関わる従事者が、親子への具体的な支援の方法を学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6回 延 27組 H21年度より名称を「たんぼぼ教室」から変更 ・ H21年度より新規事業（12回） 上半期実施分 延 30組 （保育士 1人）
--	--	---

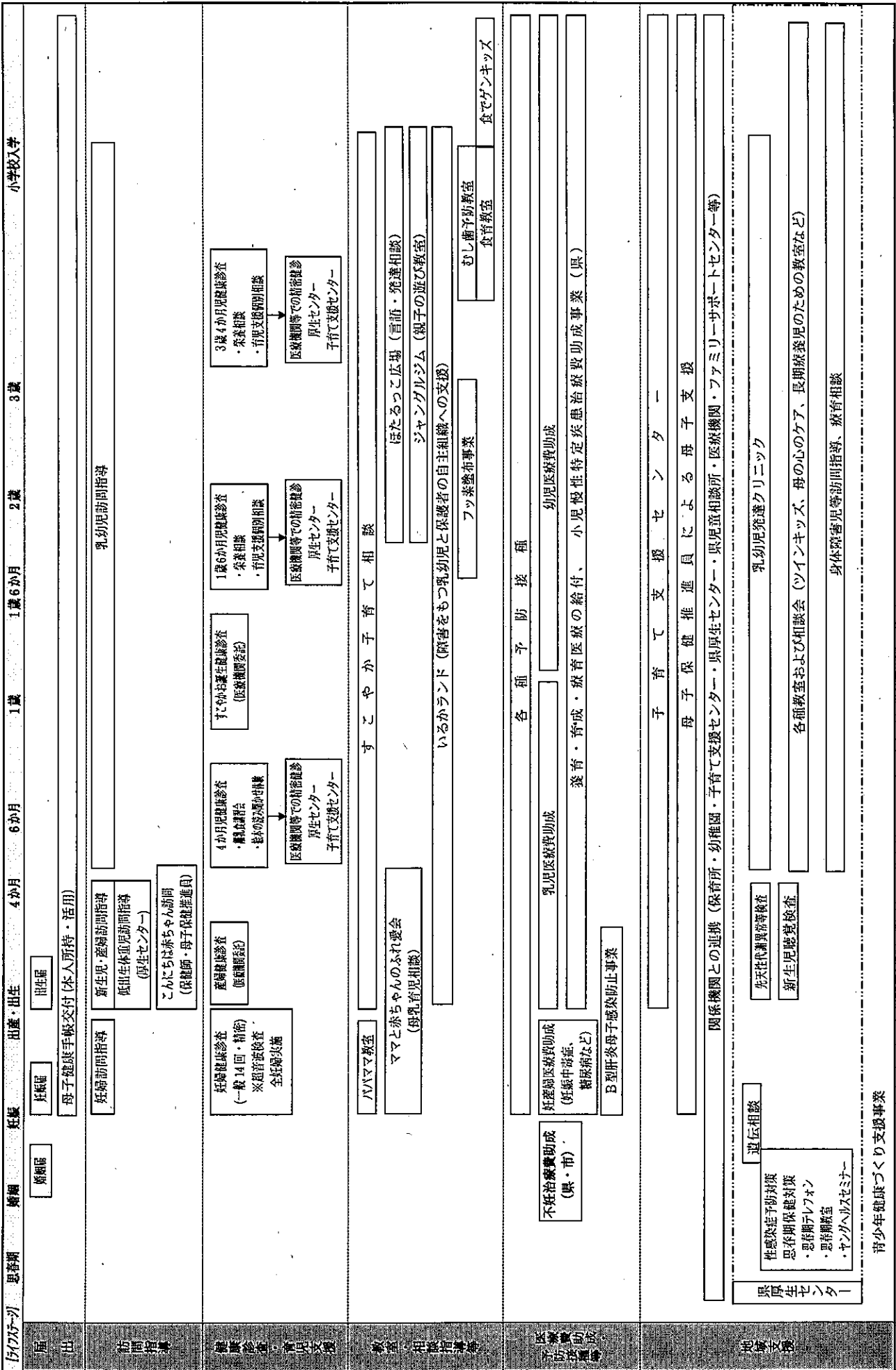
事業	内容（H21年度）	実績（H20年度）
いるかランド	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの障害をもつ乳幼児と保護者を対象に、交流・情報交換を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの要望により実施。H20年度は要望なし。
歯科保健	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼児フッ素塗布」： 1歳6か月児～3歳児までの希望者を対象に、半年に1回（計4回）フッ化物歯面塗布及び歯科衛生士等による個別指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24回 延 812人
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・集団接種：ポリオ ・個別接種：BCG、3種混合、麻疹風疹混合1期～4期、麻疹、風疹、日本脳炎1期・2期 ・訪問・健診や教室・相談等の場を利用した、予防接種の受け方等の啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ（8回・延552人） ・BCG（通年延258人） ・3種混合（通年延1,161人） ・麻疹風疹混合1期（通年延259人）、2期（通年284人）、3期（通年339人）、4期（通年286人） ・麻疹（通年延1人） ・風疹（通年延0人） ・日本脳炎1期（通年延63人）、2期（通年延4人） ※H17年5月から積極的受診勧奨を控えている。
不妊治療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・生殖補助医療による不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成することで経済的及び精神的負担を軽減し、 	<ul style="list-style-type: none"> ・延25件 H19年度より、1回の治療につき10万円まで、同一年度において2回を限度として助成。

	少子化対策の一助として実施。	
母子保健推進員活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てサポーターとして、親子と健康センターをつなぐ活動等を実施。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業：生後4か月までの乳児家庭を対象に、母親の育児不安の軽減や子どもの健全育成等を目的に実施。 ・絵本の読み聞かせ体験：4か月児健診、ママと赤ちゃんのふれ愛会参加者を対象に絵本を通じた親子のふれあいを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健推進員 15名。推進員だよりの発行や手作りおもちゃの作成・普及活動を実施。 ・通年 産婦 87人 乳児 87人 ・延 322人

事業	内容 (H21年度)	実績 (H20年度)
離乳食指導	4か月児健診時に離乳準備期・初期を中心とした試食を通して離乳食各時期のポイントを説明し正しい知識を与える。	・12回 262人
1歳6か月児健診栄養相談	1歳6か月児が一日に必要な栄養量、食品の目安量や偏食等の相談に個別に応じ、幼児期からの正しい食生活習慣形成を図る。	・12回 32人
3歳4か月児健診栄養相談	3歳4か月児が一日に必要な栄養量、食品の目安量や偏食・肥満等の相談に個別に応じ、幼児期からの正しい食生活習慣形成を図る。 3歳4か月児健診対象児の全保護者にバランス食・朝食の大切さを説明。	・12回 302人
すこやか子育て相談会	個別相談の実施 育児の中で「離乳食」についての相談が多い実情から、乳児の成長にあわせた各時期の離乳食の実際について、具体的に指導を実施している。	・6回 延48人
食でゲンキズなめりかわ	小学生とその保護者に対し、「食」についての学習と調理実習体験を通じた健全な食生活の習慣づけ及び豊かな人間形成を図る。	・5回 延77人 保護者 32人 児童 45人
食育むし歯予防教室	保育所(園)、幼稚園児を対象に歯科衛生士による歯みがき	・16回 延1,244人

<p>食育教室</p>	<p>指導・管理栄養士による食に関する教育を実施。</p> <p>保育所（園）、幼稚園児を対象に管理栄養士・食生活改善推進員による食に関する教育を実施。</p>	<p>・ 8回 延 267人</p>
-------------	--	------------------------

滑川市母子保健事業体系図



6 子育て家庭に対する経済的支援

経済的な支援を必要とする家庭に対して、市ではこれまで次のような各種手当で、給付金等事業を行っています。

事業	内容
児童手当支給事業	12歳児（小学校修了）までの児童を養育している人で、前年の所得が一定額未満の人に給付 <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の児童 月額10,000円 ・3歳以上の児童 <ul style="list-style-type: none"> 第1・第2子 それぞれ月額5,000円 第3子以降 それぞれ月額10,000円
児童扶養手当支給事業	父親のいない児童又は父親が監護しない児童を扶養する人で、前年の所得が一定額未満の人に給付 <ul style="list-style-type: none"> ・全部給付世帯 月額41,720円 ・一部支給世帯 月額41,710～9,850円（2人目5,000円、3人目以降3,000円加算）
特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に中程度以上の障害のある20歳未満の在宅の重度障害児を養育している保護者に給付 <ul style="list-style-type: none"> ・1級（重度障害児） 月額50,750円 ・2級（中度障害児） 月額33,800円
遺児福祉年金支給事業	ひとり親または両親の保護に欠ける義務教育終了までの児童に対して給付 <ul style="list-style-type: none"> ・両親の保護に欠ける児童 年30,000円 ・ひとり親の児童 年15,000円
出生推奨事業	第3子以降の出生者に対して祝い金を給付 <ul style="list-style-type: none"> ・出生祝 第3子 20,000円 第4子以降 30,000円 ・小学校入学祝 10,000円相当
心身障害児通園通学費助成事業	盲・ろう・養護学校、通園訓練施設へ通園通学している児童に対し、通学費の一部を助成
心身障害児童年金	3歳以上義務教育終了までの心身障害児童を扶養する保護者に対して給付 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度により、年額14,500円又は12,000円
乳幼児・児童医療費助成事業	乳児（0歳児）から小学校入学前までの通院医療費及び小学校修了までの入院医療費の保険医療費本人負担分を助成
妊産婦等医療費助成事業	妊娠中毒症と貧血、産科出血、心疾患、糖尿病、切迫早産に罹病した妊婦及び産婦を対象に、医療費の保険医療費本人負担分を助成
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の母（父）及びその児童、両親のいない児童及びその児童を養育している人を対象に、医療費の保険医療費本人負担分を助成
こども部屋整備資金貸付事業	3人以上の子どもを扶養している人に対し、こども部屋増改築資金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額 300万円以内
助産施設への入所	保健上、入院助産が必要であるにもかかわらず、経済的理由により困難な人は助産施設（厚生連滑川病院に併設）を利用して出産することが可能
母子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び寡婦の生活安定、子どもの福祉を図るために、無利子又は低利子で各種資金の貸付
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母の就業を促進するため、教育訓練経費や資格取得期間の生活費を助成 （自立支援教育訓練給付、高等技能訓練促進費）

事業	内容
とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業	一時保育や予防接種等に利用できる「とやまっ子子育て応援券」を配布し、子育て家庭の身体的・経済的負担を軽減
保育所保育料軽減事業	第3子以降の園児の保育料を軽減し、多子世帯の子育て支援を推進
幼稚園保育料軽減事業	第3子以降の園児の保育料を軽減し、多子世帯の子育て支援を推進
幼稚園就園奨励事業	幼稚園の就園を奨励するため、保育料を減免し保護者負担を軽減
奨学金給付事業	高校生及び大学生への奨学金給付の充実を図り、保護者の負担を軽減

7 児童虐待に対する取り組み

平成12年度に施行された子どもたちの尊い命と人権を守るための「児童虐待の防止等に関する法律」が、平成16年度に一部改正され、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上明確にされました。これにより、住民に身近な市町村が予防や早期発見を中心に担うこととなりました。

市家庭児童相談室が関わった児童虐待の件数（実数）は、次の通りです。

年 度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合 計
平成17年度	5	0	0	0	5
平成18年度	1	0	2	0	3
平成19年度	10	0	7	2	19
平成20年度	7	0	5	2	14

注) 虐待種別の用語の説明

身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的暴行

性的虐待：児童に対するわいせつ行為やわいせつ行為の強要

ネグレクト：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為

心理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為

市では、平成19年3月に設立した「滑川市要保護児童対策地域協議会」を活用し、市の保健・医療・福祉・教育の行政機関、警察等の関係機関や団体が、児童虐待情報を共有化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等の対策を行います。

事 業	内 容
実務担当者会議・個別ケース検討会議	要保護児童の家族に直接かかわる者や関係機関が概ね3月毎に集まり、情報交換及び支援の方向性を協議
児童虐待防止講習会	小中学校・幼稚園教諭や保育士等、児童と実際に現場で接する関係者を対象として、児童虐待問題に関する知識を深め、的確に事例に対応するため、講習会を開催
1歳6か月児健康診査協力	子育て支援センターの保育士が健康診査に参加し、育児情報の提供や子育て支援センターの紹介等を行っています。

主任児童委員、民生委員児童委員による虐待予防活動	主任児童委員及び民生委員児童委員が中心となり、地域での虐待予防や若年母の見守り活動を実施しています。
虐待相談	家庭児童相談員や母子自立支援員等が、市民からの相談を受け付けているほか、必要があれば児童相談所に通告し、関係機関が連携した援助を実施しています。

8 子育て支援サービスの情報提供

市内の子育て関連施設やイベント等の子育て関連情報を、広報や市のホームページ等により、提供しています。

●子育て関連情報の提供状況

媒体	内容
広報なめりかわ	子育てに関する情報を掲載
各種パンフレット・ポスターの設置	市役所窓口や子育て関連施設、地区公民館等に子育て関連のパンフレットやポスターを設置し、子育て関連情報を周知
滑川市ホームページ	子育て関連施設や各種手当、医療費助成、母子保健等子育て支援に関する情報を掲載
子育て支援ガイド	保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等子育て関連施設の情報や、子育てマップを掲載した「子育て支援ガイド」を作成・配布
なめりかわ子育てメール	子育て支援センター、児童館、保育所等の行事案内や健診情報、子育てひとくちメモ等を登録者に子どもの月齢に合わせて配信
NET3 (ケーブルテレビ)	子育てに関する情報や、保育所、幼稚園、児童館等の行事を放映

第4章 目標事業量の推計

1 推計人口

平成16年～21年までの住民基本台帳による平成22年～26年の推計人口は以下の通りとなっています。

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	平成22年	249人	277人	284人	291人	313人	313人	1,727人
	平成23年	244人	272人	279人	282人	293人	320人	1,690人
	平成24年	237人	267人	274人	277人	284人	300人	1,639人
	平成25年	233人	260人	269人	272人	279人	290人	1,603人
	平成26年	229人	256人	262人	267人	274人	286人	1,574人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推計人口	平成22年	356人	302人	348人	358人	343人	340人	2,047人
	平成23年	319人	356人	300人	349人	359人	343人	2,026人
	平成24年	326人	319人	354人	301人	350人	359人	2,009人
	平成25年	305人	326人	317人	355人	302人	350人	1,955人
	平成26年	295人	305人	324人	318人	356人	302人	1,900人

○算出方法

〔コーホート変化率法〕

- 1歳以上の年齢における各年齢別の将来人口は、その前年における1歳下の人口に「コーホート変化率」を乗じて推計した。算出式は以下のとおり。

推計対象人口

(t+1)年4月1日時点の(n+1)歳人口

$$= \frac{\text{基準人口}}{t\text{年4月1日時点の}n\text{歳人口}} \times \frac{\text{コーホート変化率}}{t\text{年4月1日時点の}(n+1)\text{歳人口}}$$

(t-1)年4月1日時点のn歳人口

- 0歳の人口は「1歳下の人口」が存在せず、「コーホート変化率」で推計することはできないため、t年4月1日～(t+1)年3月31日の出生数(t年10月1日時点の5歳階層毎女子人口×女子年齢5歳毎平均出生率で出生数を算出)に、「出生数→0歳変化率」を乗じて翌年4月1日時点の0歳人口を推計した。算出式は以下のとおり。

推計対象0歳人口

(t+1)年4月1日時点の0歳人口

$$= \frac{t\text{年4月1日} \sim (t+1)\text{年3月31日の出生数}}{t\text{年4月1日時点の0歳人口}} \times \frac{\text{出生} \rightarrow 0\text{歳変化率}}{(t-1)\text{年4月1日} \sim t\text{年3月31日の出生数}}$$

2 保育サービスニーズ量の推計

(1) 定期的な保育事業

ア 平日保育

保護者が、日中仕事や家族の介護、または障害などのため、子どもの保育ができない時などに、一定時間保護者に代わって行う保育事業

◆目標事業量

通常保育については、平成26年においても960人の保育が可能となるよう、定員の確保と弾力化を図ります。

延長保育については、平成26年までにおいても、引き続き全園（10か所）で実施できるよう対応を図ります。

夜間保育については、基本的に現状を維持していくが、需要の動向をみながら実施を検討します。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）については、実施施設となる児童養護施設等の整備見込みが、市内ではないことから、現状を継続していきます。

幼稚園の預かり保育については、現状を維持して実施していきます。

事業	平成21年度 見込み	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	10か所 1,094人	10か所 960人
延長保育事業	10か所 254人	10か所 230人
夜間保育事業	0か所	0か所
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	0か所	0か所
幼稚園の預かり保育	6か所 790人	5か所 730人

イ 休日保育

日曜・祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへ対応する保育事業

◆目標事業量

従来から認可保育園5か所で休日保育の実施があり、基本的には現状を維持していくが、ニーズが高まる中で検討していきます。

事業	平成21年度 見込み	平成26年度 目標事業量
休日保育事業	5か所 53人	6か所 50人

ウ 放課後児童健全育成事業

放課後等における児童の安全確保及び子育て支援のため、異年齢集団での活動を中心として自主学習、集団による遊び、スポーツ等の指導を行い、児童の自主性、社会性及び創造性を養うことを目的とした事業

◆目標事業量

目標値について、現在原則として小学校1～3年生を対象としており、今後は小学校4～6年生についても検討し、内容の充実をはかっていきます。

事業	平成21年度 見込み	平成26年度 目標事業量
放課後児童健全育成事業	9か所 250人	9か所 300人

エ 病児・病後児保育事業

保育所に通園中の児童等が病気の「回復期」等であり、集団保育の困難な期間、保育所・病院その他施設で一時的に預かる事業

◆目標事業量

病後児保育を実施する保育所、病院等があれば、支援を行っていきます。

事業	平成21年度 見込み	平成26年度 目標事業量
病後児対応型	1か所 一日	2か所 800日
体調不良児対応型	4か所 755日	4か所 670日

(2) 一時預かり型事業

ア 子育て短期支援事業（ショートステイ）

児童の保育が一時的に困難となった場合、母子等が緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童等に対し児童福祉施設等において、養育又は保護を行う事業

◆目標事業量

基本的に現状を維持していくが、ニーズが高まる中で検討します。

事業	平成 21 年度 見込み	平成 26 年度 目標事業量
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0 か所	0 か所

イ 一時保育事業

家庭や子育て中の保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭などで育児ができなくなった時や、子育てから少し離れてリフレッシュしたい時などに、保育所で一時的に預かる事業

◆目標事業量

今後も市内全保育園（所）で実施していきます。

事業	平成 21 年度 見込み	平成 26 年度 目標事業量
一時保育事業	10 か所 1,670 日	10 か所 1,500 日

ウ 特定保育事業

保護者がパート勤務などで週 2、3 日（月間 8～15 日）程度、家庭での保育に支障が出る場合、保育所等で保育を行う事業。3 歳未満児が対象。

◆目標事業量

現在、全保育所で一時保育事業を実施しており、基本的に現状を維持していくが、ニーズが高まる中で検討します。

事業	平成 21 年度 見込み	平成 26 年度 目標事業量
特定保育事業	0 か所	0 か所

第5章 各論

第1節 施策の具体的推進

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- 児童が病気の回復期であり、集団保育が困難である期間、児童を居宅及び保育所、病院等の専用スペースで一時的に預かる病後児保育の実施に努めます。
- 家庭的保育者やベビーシッターのニーズの把握に努め、施設型保育を補完できるシステムの検討に努めます。
- 育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員とする地域相互援助組織（ファミリーサポートセンター）の利用促進に努めます。
- 両親の就労等により、昼間保護者が不在となる小学校低学年の児童のニーズに適切に対応できるよう、全小学校区において放課後児童クラブを実施しているところですが、その充実を図るため、保護者会等を設置し、保護者をはじめ地域との連携を促進するとともに、研修等の実施による指導員の資質の向上に努めます。
- 地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センター等の利用促進に努めます。
- 市民交流プラザの児童コーナーの充実を図り、親子が気軽に集える場所の提供に努めます。

(2) 保育所における支援の充実

- 保育所への乳幼児等の柔軟な受け入れ、入所需要に応じた定員の見直し、保育ニーズに対応した施設整備等を促進し、保護者が保育所を選択できる保育体制の構築に努めます。
また、多様な保育ニーズに対応するため、必要な保育士等を確保するとともに、研修の充実を図ります。
- 働く形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育等の特別保育や一時預かり事業を行う保育所の拡充に努めます。
- 特色ある保育内容を実施するため、地域住民との世代間交流事業を始めとする保育所地域活動事業を保育園の実情に合わせて、取り組める体制の整備に努めます。
- 乳幼児を含めた児童を預かる保育施設においては、災害や防犯に対する施設の安全への配慮が必要なことから、危機管理に対応したシステムの構築に努めます。
- 老朽化した私立保育所の改築や耐震補強工事等に対し、助成を行います。

(3) 幼稚園における支援の充実

- 就学前教育を担う私立幼稚園の振興を図り、地域における幼児教育センターとしての機能の充実に努めます。
- 未就園児を含めた親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、家庭の悩みの相談に応じるなど、子育てを支援する活動の促進に努めます。
- 受け入れ幼児の拡充を図るため、3歳児及び満3歳児の受け入れを促進します。
- 地域の実情や家庭の要請に応じて、預かり保育の充実に図るとともに、障害児受け入れ体制の整備・拡充を推進します。
- 老人ホームの訪問によるふれあい交流や中・高校生等による幼稚園での体験学習など、世代間の交流を促進します。
- 保育所との施設の共有化、子育て支援事業の連携実施、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進に努めます。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て支援の基盤となる相談・支援のサービスを整備するとともに、子育て支援センター、子育てサークル、健康センター、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及び子育てボランティア等の社会資源の活用を図り、身近な地域で日常的な子育てを支援する体制の充実に努めます。
- 子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。
- 各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育て支援マップ、子育てガイドブックの作成やホームページへの掲載、子育てメールの配信などによる分かりやすい情報の提供に努めます。
- 住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支える事ができるよう、講演会や研修会等の開催により、子育てに関する意識啓発に努めます。
- 行政だけでなく、地域（住民）も取り込んだ子育て支援のネットワークの構築に努めます。

(5) 児童の健全育成

- 児童館については、施設が老朽化してきており、早急な整備に努めます。
- 子どもの自主性を尊重した児童クラブ活動の活性化を推進し、地区PTAとの連携を図りながら、児童クラブが行うボランティア活動や地域活動の支援に努めます。
- 子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施により指導者の資質の向上を図り、地域での子育て支援の充実に努めます。

- 異年齢児、異なる地域等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の子どもたちの継続的なスポーツ交流活動等の活発化を推進します。
- 地区福祉センターとして位置づけている公民館等を児童の健全育成の拠点として、広く地域に開放していきます。
- 子どもの非行防止のため、警察、学校、地域社会や関係機関・団体等と連携して、街頭補導やキャンペーン事業を実施し、共通の理解と認識のもと非行の防止と保護の徹底の充実に努めます。
- 青少年育成滑川市民会議等の活動強化や、児童クラブ、ボーイスカウト、ガールスカウト等の育成とともに、地域連携による健全育成活動の充実に努めます。

(6) 経済的負担の軽減

- 保育所の保育料について、子育て支援を推進するため、引き続き保育料の軽減に努めます。
- 幼稚園の保護者の負担について、子育て支援を推進するため、その負担軽減に努めます。
- 児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため子ども手当を支給します。
- 父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給します。
- 妊産婦・乳幼児・児童及びひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続し、医療費支援に努めます。
- 高校生及び大学生への奨学金給付事業の充実に努め、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大及び保護者の負担軽減に努めます。

2 母性並びに乳幼児及び児童の健康の保持及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠初期から分娩、新生児期及び乳幼児期までの健康教育、健康診査、相談・訪問指導など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実させ、きめ細やかな母子保健の充実に努めます。
- 子どもを安心して出産し、育てることができるよう、保健指導や医療機関との連携等の身体的支援だけでなく、精神的・経済的負担の軽減にも努め、母子保健管理の向上を図ります。
- 子どもの心の健やかな発達の促進と両親の育児不安・ストレスの軽減を図り、両親が子育てを楽しめるよう、健康診査、相談・訪問指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含めた育児支援体制の向上に努めます。
- 子どもや母親の健康の保持及び増進等に関して、広報なめりかわや滑川市ホームページ、パンフレット等を活用し、知識の普及や情報提供の充実に努めます。
- 疾患の早期発見、早期療育、保健指導に加え、多様化する母子保健の対応や子育て支援の充実を図るため、保健師・栄養士の研修機会を拡充する等、資質の向上に努めていきます。
- 地域ぐるみの子育て支援の一翼を担う行政と子育て中の親子をつなぐ、育児サポーターとしての母子保健推進員活動の推進に努めます。

(2) 食育の推進

- 朝食欠食をはじめとした不適正な食習慣や栄養摂取により、小児生活習慣病などの健康問題が生じていることから、乳幼児期からの正しい食生活習慣の啓発・普及を強化します。
- 食を通じた豊かな家庭環境・人間性の形成による心身の健全育成を図るため、保健、保育、幼児教育、学校などの関係機関と連携して、各ライフステージに応じた食に関する学習の機会や情報提供を推進します。
- 保育所、幼稚園、小・中学校の給食を健やかな身体育成の栄養摂取目的に加え、正しい食習慣づくりの媒体としても位置付け、幼少期から地場産食品をはじめとした多くの食品をいろいろな調理法で食べることにより、食域を広げ、豊かな食生活へつなげる学びの場とします。
- 調理体験を通して、食への興味をもたせるとともに、食材に対する感謝の気持ちと人との関わりを深めることで、豊かで温かみのある人間性を育みます。

- 家族で食卓を囲む一家団らんを通じて、こころの栄養を十分吸収できる機会を与えることにより、食事を通した子どもの健全育成が図られ、楽しく食べられる子どもとなり、以後の正しい食習慣形成の礎となることを食生活改善推進員等とともに家庭に浸透させ、食育を推進していきます。
- 母親の食生活習慣が子どもの健康に大きく関与することから、あらゆる機会をとらえ、すこやかな子を産み育てることを目的に、妊娠・授乳期の栄養や乳幼児の栄養についての正しい知識を広めていきます。

(3) 思春期保健対策の充実

- 健康問題の多様化に伴い、今後は、家庭と学校保健及び地域保健・福祉・医療機関との連携を図り、健康に対する基礎的・基本的な知識を理解させる健康教育や支援体制の充実に努めます。
- 児童生徒に対する健康診査や生活習慣病の予防のための検診を実施し、生活習慣の改善を推進します。
- 思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、食習慣、生活習慣等に関する教育・相談・情報提供等の充実に努めるとともに、アルコール依存、薬物乱用等の防止についての啓発指導を推進します。

(4) 小児・周産期医療の充実

- 小児・周産期医療の充実や小児慢性特定疾患治療の取り組みを促進し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる医療体制の充実に努めます。

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

家庭や地域、職場などあらゆる場面で男女が平等に活躍できる社会の形成が求められていますが、職場風土や人々の意識の面から、男性は仕事優先となりがちで、女性への子育ての負担が重くなり、女性は仕事と子育ての二者択一を迫られるという状況があります。多くの職場では、育児休業や短時間勤務、残業免除などの子育て支援策がまだまだ十分に整っているとはいえません。

男女がともに仕事と子育てを両立できる社会づくりを進めるため、企業の制度や環境の充実と、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて積極的に働きかけていきます。

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

- 事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職業環境づくりを関係機関と連携して促進します。
- 女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し、母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう時間の確保について市内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。
- 育児期間中の男女就業者が、子どもの養育のための弾力的な勤務時間が選択できるよう、事業所においてフレックスタイム制や短時間勤務体制等の導入を市内事業所などと連携して促進します。
- 子どもの看護のための休暇制度の導入の促進を図ります。
- 出産や育児のために退職した女性の再就職については、公共職業安定所など関係機関と連携して国の再雇用促進給付金制度の普及による再雇用の支援に努めます。
- 再就職の希望者については、公共職業安定所など関係機関と連携して相談窓口を充実させ職業情報の提供に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供を行います。
- 育児をしながら働く男女就業者を支援するため、市内事業主に事業所内保育施設の設置を働きかけるなど就労環境の整備を推進します。

4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

- 男女の固定的な役割分担意識を是正し、仕事と家事や子育てを両立し、いきいきと子どもを育む親の意識醸成を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児等の知識・技術の習得など、多様な学習機会の提供を推進します。
- 少子化問題についての意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を通じて子育てに関する知識の習得を促進し、少子化問題についての理解を深めるとともに、子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、社会全体で支援する気運の醸成に努めます。
- 小・中・高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、いのちや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診等の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- 一人ひとりの能力・適正に応じた教育を進め、基礎基本や自ら学び自ら考える力を身につけさせるため、きめ細やかな指導や指導方法の一層の工夫・改善に努めます。
- 児童生徒の休日の拡大に伴い、学校・家庭・地域社会の役割分担を明らかにするとともに、三者が連携した生活体験や自然体験などの体験活動の場の拡大に努めます。
- 完全週5日制を踏まえ、学校行事の厳選や標準授業時間数の確保に努め、自然や地域社会などとのふれあいや、ボランティア、健康、環境、情報、国際理解等の分野を取り入れた創意ある教育課程の編成と総合的な学習の時間への取り組みを推進します。
- 児童生徒や家庭、地域の実態把握に努め、関係諸機関との連携を図り、地域ぐるみで交通事故やいじめ・非行などの問題行動の未然防止や解決に努めます。
- 児童生徒と地域の人々との交流や地域の指導者を講師に招くなど、教育内容や方法等を工夫し、体験的な活動を通して「生きる力」の育成を図ります。
- 各種研究会や指定研究等について充実を図るとともに、校内研究会をより活性化し、新学習指導要領の趣旨の徹底を図ります。
- 就学前の言語障害を持つ児童を対象に相談や指導を行い、円滑な就学を支援します。

- 幼稚園就園を奨励し、幼児教育の機会均等を図るため、幼稚園就園奨励助成を行います。また、私立幼稚園の円滑な運営や施設整備等の充実を図るため、助成を行います。
- 基本的な生活習慣の確立を図るとともに、生涯にわたる健康の基礎を築くために必要な正しい知識を身につけるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。
また、児童生徒の発達段階に応じた豊かできめ細やかな給食の提供や食に関する指導を行うため、家庭や地域と連携して望ましい食習慣の育成に努めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

- 家庭の教育力の向上を図るため、子育てに関する情報提供や、保護者同士の交流を図る機会、学習機会の提供に努めます。
- 子どもたちの思いやりの心、豊かな感性、自ら主体的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、恵まれた自然の中での自然体験活動、地域における生活体験や豊富な社会体験、また、異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するなど、子どもたちの学習機会の充実に努めます。
- 情報誌の作成や情報媒体の活用により、子どもや保護者に、自然体験や社会体験などの学校活動に関する各種情報を提供するなど、子どもや保護者の主体的な活動を支援します。

5 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると、虐待・いじめ・犯罪など子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。

特に虐待の急増は社会問題となっており、虐待の早期発見・早期対応が必要とされています。

この子どもの権利条約の趣旨を最大限に尊重し、すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の防止や対応を充実するとともに、ひとり親家庭や発達の支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を充実していきます。また、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる社会としていきます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の発生予防及び早期発見のため、乳幼児健康診査などを活用するほか、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を行うため、児童相談所、民生児童委員、主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による虐待防止のネットワークの充実・強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。
- 児童虐待が発見された場合、速やかに関係機関との連携を図りながら、個々のケースに応じた悪化予防対策、アフターケアを実施します。
- 生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護更生を行っているところですが、家庭内における配偶者の暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図ります。
- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の健康づくり対策を推進します。

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭・父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細やかな自立を支援します。
- 母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めます。
- 母子家庭等に対する相談体制の充実を図り、施策や取り組みについての情報提供に努めます。

(3) 障害児療育事業の充実

- 精神・運動発達等に障害を起す恐れのある乳幼児を早期に発見して適切な指

導をするとともに、医療費を給付します。

- 「幼児ことばの教室」等における療育指導の充実を図ります。
- 早期からの教育相談や就学指導の充実を図ります。また、すべての子どもの能力や可能性を最大限に伸ばしていく教育を進めるとともに、障害のある子どもについては一人ひとりの障害の種類や程度に応じた教育に努めます。
- 障害のある子どもの発達を促し、健常な子どもと共に生きる心を育成するため、学校内での交流教育をはじめ、学校間交流及び地域交流を積極的に推進します。
- ノーマライゼーションの視点に立ち、地域に根ざした障害児教育を拡大するとともに、居住地における交流活動を推進するなど、多様で継続的な交流活動の工夫に努めます。

6 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

- 若年の共働き世帯も入居できるような良質な住宅の供給に努めます。
- 子育てをしやすいように、住宅の取得、増改築等に対する融資等の支援対策について、子育て中の世帯が有効活用することを促進します。
- 持ち家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報の提供に努めます。

(2) 良好な居住環境の確保

- 化学物質は、私達の身の回りで様々な用途に使用されていますが、人の健康や生態系に対する影響が懸念される有害化学物質などについて、啓発や情報提供に努めます。
- 室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策に関する相談や指導に努めます。

(3) 安全な道路交通環境の整備

- 子どもや子ども連れの親等にも配慮した交通安全施設を整備します。
- 子どもの交通事故防止についての広報・啓発活動を推進します。

(4) 安心して外出できる環境の整備

- 妊産婦や乳幼児連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共建物等において、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。
- 公共施設や不特定多数の人が利用する民間施設について、子ども連れで安心して外出ができ安全に遊べるよう、オムツ換えや授乳ができる場所の整備や、親子で気軽に集える場所の整備に努めます。
- 「子育てバリアフリーマップ」の作成・配布や各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯への情報を提供します。

(5) 安全・安心まちづくりの推進

- 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備に努めます。
- 道路、交通、駐車・駐輪場及び公衆便所等の改善、防犯設備の整備の促進及びこれらの必要性に関する広報・啓発活動を推進します。

7 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校等関係機関団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
- 子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。
- チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、情報提供等の充実に努めます。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 住民の自主防犯行動を促進するため、警察等と連携して犯罪等に関する情報の提供を行います。
- 子どもを犯罪・事故等の被害から地域ぐるみで守るため、関係機関・団体と連携し、協力体制の強化を図ります。
- 子どもが犯罪等にあつたときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の活動や、ボランティアによるパトロール等の活動を積極的に支援します。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。その際、児童相談所、厚生センターの機能を活用し、子どもやその家族に対する総合的な援助を行います。
- 学校において、心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や学校医の積極的な活動のほか、小・中学校に心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置を促進するなど、児童生徒の悩みや課題への対応の充実に推進します。

第2節 主要事業及び事業目標

1 主要な指標（後期計画H22～H26）

事業名	単位	現状 H21	後期計画期間				
			H22	H23	H24	H25	H26
緊急サポートネットワーク事業	か所	1	1	(1)	(1)	(1)	(1)
病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)	か所	1	1	1	1	1	2
(体調不良児対応型)		5	5	5	5	5	4
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	か所	9	9	9	9	9	9
一時保育事業	か所	10	10	10	10	10	10
ファミリーサポートセンター事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	か所						
センター型		1	1	1	1	1	1
広場型			1	1	1	1	2
子育てミニサロン	2	1	1	1	1	1	
通常保育事業	か所	10	10	10	10	10	10
延長保育事業	か所	10	10	10	10	10	10
夜間保育事業	か所	—	—	—	—	—	1
休日保育事業	か所	5	5	5	5	5	6
障害児保育事業	か所	7	10	10	10	10	10
保育所地域活動事業	か所	10	10	10	10	10	10
私立保育所建設費助成事業	か所	—	—	—	—	—	2
保育所等民営化検討事業	か所	柳原保 育所民 営化	—	—	評価	—	—

放課後子ども教室	か所	7	7	7	7	7	7
児童館整備事業	か所	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1

2 施策の体系

(1) 子育てをしているすべての家庭を支援するために

施策の基本方向	施策の具体的推進	主要事業
1 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	1 緊急サポートネットワーク事業 2 病児・病後児保育事業 3 家庭的保育事業 4 ファミリーサポートセンター事業 5 放課後児童対策事業 6 地域子育て支援拠点事業
	(2) 保育所（園）における支援の充実	1 乳児保育事業 2 延長保育事業 3 夜間保育事業 4 一時保育事業 5 障害児保育事業 6 休日保育事業 7 保育所地域活動事業 8 私立保育所建設費助成事業 9 私立保育所施設整備費助成事業 10 保育所民営化等検討事業 11 幼保連携促進事業
	(3) 幼稚園における支援の充実	1 幼児教育センター機能の充実 2 幼稚園における子育て支援活動事業 3 受け入れ児童の拡充 4 預かり保育の充実 5 障害児受け入れ体制の整備・拡充 6 世代間交流事業 7 幼保連携促進事業
	(4) 子育て支援のネットワークづくり	1 子育てサークル等支援事業 2 子育てマップ等作成事業 3 ホームページ開設事業 4 講演会・研修会等開催事業

施策の基本方向	施策の具体的推進	主要事業
1 地域における子育ての支援	(5) 児童の健全育成	1 児童クラブ活動支援事業 2 ボランティア活動支援事業 3 民生児童委員活動事業 4 ふれあい交流事業 5 スポーツ少年団支援事業 6 芸術・文化活動支援事業 7 児童遊園等整備事業 8 学校施設開放事業 9 児童館整備事業 10 青少年育成滑川市民会議 11 少年補導センター
	(6) 経済的負担の軽減	1 保育所保育料負担軽減事業 2 幼稚園就園奨励事業 3 幼稚園保育料軽減事業 4 児童手当給付事業 5 児童扶養手当支給事業 6 妊産婦・乳幼児及びひとり親家庭医療費助成事業 7 奨学金給付事業 8 出生推奨事業 9 とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業
2 母性並びに乳幼児及び児童等の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保	1 パパママ教室 2 ママと赤ちゃんのふれ愛会 3 健康診査及び育児支援事業 4 訪問指導事業 5 相談指導事業 6 いるかランド 7 歯科保健事業 8 予防接種事業 9 不妊治療費助成事業 10 母子保健推進委員活動事業

	(2) 食育の推進	1 離乳食指導 2 1歳6か月児健診栄養相談 3 3歳4か月児健診栄養相談 4 ママと赤ちゃんのふれ愛会 5 すこやか子育て相談会 6 すこやか食育教室 7 保育所(園)での健康教室 8 食でゲンキッズなめりかわ
	(3) 思春期保健対策の充実	1 思春期教室事業
	(4) 小児・周産期医療の充実	1 小児・周産期医療対策事業

(2) 子育てにやさしい職場環境づくりのために

施策の基本方向	施策の具体的推進	主要事業
1 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1 育児休業制度等普及啓発事業 2 女性就労者健康管理啓発事業 3 子ども看護休暇制度啓発事業
	(2) 仕事と子育ての両立の支援	1 育児支援等各種情報提供事業 2 事業所内保育施設設置促進事業

(3) 親と子の学びと育ちを応援するために

施策の基本方向	施策の具体的推進	主要事業
1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成	1 男女共同参画啓発事業 2 少子化意識啓発事業 3 ふれあい体験事業
	(2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境の整備	1 心の教室相談員設置事業 2 適応指導教室設置事業 3 情報教育研究推進事業 4 自然観察学習推進事業 5 ボランティア活動推進事業 6 私立幼稚園運営助成事業 7 私立幼稚園園舎リフレッシュ事業
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	1 家庭教育支援事業 2 青少年体験学習事業 3 「14歳の挑戦」事業

2 要保護児童への対応 などきめ細かな取 組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充 実	1 児童虐待防止ネットワー ク事業 2 児童虐待相談事業 3 家庭児童相談事業
	(2) 母子家庭等の自立支援 の推進	1 女性相談事業 2 母子家庭等就業推進事業 3 母子福祉資金等貸付事業
	(3) 障害児療育事業の充実	1 療育相談事業 2 幼児ことばの教室事業

(4) 子どもが健やかに育つ安心なまちづくりのために

施策の基本方向	施策の具体的推進	主要事業
1 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅の確保	1 市営住宅維持管理事業
	(2) 良好な居住環境の確保	1 化学物質環境対策事業
	(3) 安全な道路交通環境の整備	1 交通安全啓発事業 2 交通安全施設等整備事業
	(4) 安心して外出できる環境の整備	1 ユニバーサルデザイン化推進事業 2 バリアフリー化推進事業 3 子育て家庭の外出安心事業
	(5) 安全・安心まちづくりの推進	1 防犯設備整備事業 2 広報啓発活動事業
2 子どもの安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1 子どもの交通事故防止対策事業 2 交通安全教育事業 3 チャイルドシート普及啓発活動事業
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	1 地域防犯活動推進事業 2 こども 110 番の家等支援事業
	(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	1 継続的支援活動事業

3 主要事業及び事業目標

(1) 地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
緊急サポートネットワーク事業	子どもの病気や親の出張・残業などの緊急時に専門技能をもつ保育士や看護師、子育て経験者などが子どもを自宅等で預かる。	—	1 か所	(1 か所)	福祉課
病児・病後児保育事業	児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる	—	1 か所	2 か所	福祉課
病後児対応型	保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を看護師等が行う。	—	5 か所	4 か所	福祉課
家庭的保育事業	一定の基準により認定された保育者（家庭的保育者）の居宅において少人数の主に 3 歳未満児を保育する。	—	—	—	福祉課
ファミリーサポートセンター事業	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。 ひとり親家庭や低所得者に対して利用支援を実施することにより、ファミリーサポートセンターの利用促進する	1 か所 —	1 か所 —	1 か所 実施	福祉課
放課後児童対策事業	昼間保護者のいない小学校低学年児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営を促進する。	7 か所	9 か所	9 か所	福祉課
(夏休み学童保育事業)	夏休み期間中、昼間保護者のいない小学校低学年児童を対象に学童保育を実施する。	2 か所	放課後児童対策事業に統合 9 か所	—	福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルへの支援活動等を行う。 乳幼児を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に交流できる場、子育て相談に応じる場を提供する。	1 か所 — —	1 か所 — 2 か所	1 か所 2 か所 1 か所	福祉課

②保育所における支援の充実

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
乳児保育事業	産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。	10 か所	10 か所	10 か所	福祉課
延長保育事業	開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。	9 か所	10 か所	10 か所	福祉課
夜間保育事業	22 時までの夜間保育について、需要の動向をみながら実施を検討する	—	—	1 か所	福祉課
一時保育事業	保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育事業の拡充を図る。	10 か所	10 か所	10 か所	福祉課
障害児保育事業	健常児とともに集団保育が可能な障害児の保育の拡充を図る。	(10 か所) 2 か所	(10 か所) 7 か所	(10 か所) 10 か所	福祉課
休日保育事業	日曜、祝祭日の休日保育について、需要の動向を見ながら実施の拡大を図る。	2 か所	5 か所	6 か所	福祉課
保育所地域活動事業	地域住民との世代間交流を始めとする保育所地域活動を、保育所の実情に合わせて実施する。	7 か所	10 か所	10 か所	福祉課
私立保育所建設費助成事業	老朽化した保育所の改築費の一部を助成し、保育環境の整備に努める。	—	—	2 か所	福祉課
私立保育所施設整備費助成事業	保育施設の環境改善を図る。	1 か所	—	随時	福祉課
保育所民営化等検討事業	公立保育所の民営化及び業務の委託について、調査検討し、実施の促進を図る。	—	柳原保育所 民営化実施	評価	福祉課
幼保連携促進事業	施設の共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進を図る。	随時	随時	随時	福祉課

③幼稚園における支援の充実

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
幼児教育センターの機能の充実	就学前教育を担う私立幼稚園の振興を図り、地域における幼児教育センターとしての機能の充実を図る。	未実施	全園で実施	継続拡充	教育委員会
幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進する。	一部実施	全園で実施	継続拡充	教育委員会
受け入れ児童の拡充	受け入れ児童の拡充を図るため、3 歳児及び満 3 歳児の受け入れを促進する。	実施	全園で実施	継続拡充	教育委員会
預かり保育の充実	希望する園児を対象に、預かり保育の拡充を図る。	実施	全園で実施	継続拡充	教育委員会
障害児受け入れ体制の整備・拡充	地域の実情や家庭の要請に応じて、障害児の受け入れを実施する。	随時	実施	継続拡充	教育委員会
世代間交流事業	老人ホームの訪問等によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、異年齢間の交流を推進する。	随時	実施	継続拡充	教育委員会
幼保連携促進事業	施設の共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進を図る。	随時	随時	随時	教育委員会

④子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
子育てサークル等支援事業	子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進する。	6 団体	6 団体	10 団体	福祉課
子育てマップ等作成事業	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、提供する。	作成配布	作成配布	継続拡充	福祉課
子育て情報発信事業	子育てサービス等の情報について、ホームページ開設やメール配信により情報提供を行う。	—	ホームページの開設及び子育てメールの配信	継続拡充	福祉課
講演会・研修会等開催事業	講演会、研修会などの開催により、子育てに関する学習の場の提供に努める。	随時	随時	随時	福祉課

⑤児童の健全育成

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成16年度)	現 状 (平成21年度)	事業目標 (平成26年度)	担当課
児童クラブ活動支援事業	子どもの自主性を尊重した児童クラブ活動の活性化を推進し、子ども会が行うボランティア活動や地区活動を支援する。	支援	継続支援	継続拡充	教育委員会
ボランティア活動支援事業	子育てを支援するボランティアを養成するとともに、地域住民の各種ボランティア活動を支援する。	支援	継続支援	継続拡充	福祉課 教育委員会
民生児童委員活動事業	民生児童委員・主任児童員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図る。	69人	70人	70人	福祉課
ふれあい交流事業	福祉施設等での世代間交流や郷土芸能などの伝承活動、料理教室など親子でふれあい交流する機会の促進を図る。	小・中・高 生	小・中・高 生	小・中・高 生	福祉課 教育委員会
スポーツ少年団等支援事業	スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団等での活動を奨励する。	支援	継続支援	継続拡充	教育委員会
芸術・文化活動支援事業	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図る。	随時	随時	随時	教育委員会
児童遊園等整備事業	子どもが安心して遊べる空間である児童遊園等の整備を促進する。	8か所	8か所	8か所	まちづくり 課
学校施設開放事業	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行う。	小・中学校	小・中学校	小・中学校	教育委員会
児童館整備事業	老朽化している市児童館の改築等を行う。	(1か所)	(1か所)	1か所	福祉課
青少年育成滑川市民会議	関係機関・団体等との連携により、街頭啓発やキャンペーン事業を実施して青少年の健全育成に努める。	(こどもセンター運営事業)	設置	継続	教育委員会
少年補導センター	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策のため、関係機関・団体との連絡調整を図る。	(青少年問題協議会)	設置	継続	教育委員会

⑥経済的負担の軽減

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
保育所保育料負担軽減事業	第3子以降の園児の保育料を軽減し、多子世帯の子育て支援を推進する。	負担軽減	継続	継続	福祉課
幼稚園就園奨励事業	幼稚園の就園を奨励するため、保護者の負担軽減に努める。	負担軽減	継続	継続	教育委員会
幼稚園保育料軽減事業	第3子以降の園児の保育料を軽減し、多子世帯の子育て支援を推進する。	負担軽減	継続	継続	教育委員会
子ども手当給付事業 (児童手当給付事業)	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため子ども手当を支給する。	対象者支給	継続拡充	拡充	福祉課
児童扶養手当支給事業	父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。	対象者支給	継続	継続拡充	福祉課
妊産婦・乳幼児・児童及びひとり親家庭医療費助成事業	妊産婦、乳幼児及びひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努めます。	負担軽減	継続拡充	継続拡充	福祉課
奨学金給付事業	高校生及び大学生への奨学金貸付人数の拡充を図り、保護者の負担軽減に努める。	負担軽減	継続	継続	教育委員会
出生推奨事業	第3子以降の出生者に対してお祝い金を支給する。	負担軽減	継続	(継続)	福祉課
とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業	子育て家庭の身体的・経済的負担軽減を図るため、一時保育や予防接種等に利用できる子育て応援券を配布する。		実施	(継続)	福祉課

(2) 母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
パパママ教室	初産の夫婦・家族を対象に、夫婦協力の子育てについて、知識の習得や男性の育児参加を支援。	年 4 回	継続	継続拡充	健康センター
ママと赤ちゃんのふれ愛会 (おっぱい教室)	妊娠 7 か月以降の妊婦及び乳児をもつ母親を対象に、母乳育児について講義・個別相談を実施。	年 4 回	継続	継続拡充	健康センター
健康診査及び育児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健診を実施し、保健管理の向上を図る。 ・乳幼児集団健診及びその機会をとらえた教育・相談・育児支援事業の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健診：医療機関委託 ・4 か月児健診：事故防止指導、離乳食相談指導、絵本の読み聞かせ体験 ・1 歳 6 か月/3 歳 4 か月児健診：育児支援個別相談、栄養相談 	継続拡充	継続拡充	健康センター
訪問指導	妊産婦、新生児、健診未受診児、健診時のフォロー等必要に応じ、訪問相談を実施。	随時	随時	随時	健康センター
相談指導	<ul style="list-style-type: none"> ・来所相談：必要に応じた保健情報提供、育児・栄養個別相談を実施。 ・すこやか子育て相談会：乳幼児とその保護者を対象に、個別相談等を実施。健診後のフォローの場としても活用。 ・「ほたるっこ広場 (言語・発達相談)」：健診、相談等において言語、発達等に不安がある幼児と養育者を対象に、保育士・言語聴覚士等による個別相談を実施。 ・「ジャングルジム (親子の遊び教室)」：健診、相談等において支援が必要な幼児と養育者を対象に作業療法士等による感覚統合訓練を主とする集団及び個別支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時 ・年 12 回 ・年 4 回 	継続拡充	継続拡充	健康センター
いるかランド	何らかの障害をもつ乳幼児と保護者を対象に、交流・情報交換を支援。	相談支援	継続	継続	健康センター
歯科保健	幼児を対象にフッ素塗布や保育所 (園)・幼稚園での出前講義を実施し、虫歯予防を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ素塗布 年 24 回 ・虫歯予防教室 年 6 回 	継続	継続	健康センター
予防接種	予防に重点をおいた乳幼児の健康づくりとして、高接種率の維持と健診や教室・相談等の場を利用し、未接種者等への接種勧奨に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 集団接種：ポリオ、BCG 個別接種：3 種混合・麻疹・風疹・日本脳炎 	継続	継続	健康センター

不妊治療費助成	生殖補助医療による不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成。	負担軽減	継続拡充	継続	健康センター
母子保健推進員活動	育児不安の解消を目的とした訪問や親子のふれあいを支援する絵本の読みかせ、地域の子育てサポーター活動等を実施。	第1子2ヶ月児を対象に訪問絵本の読み聞かせ 年16回 母子保健推進員 17名	継続	継続	健康センター

②食育の推進

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成16年度)	現 状 (平成21年度)	事業目標 (平成26年度)	担当課
離乳食指導	離乳食各時期のポイントを説明し正しい知識を与える。	月1回	継続	継続拡充	健康センター
1歳6か月児健診 栄養相談	1歳6ヶ月児が一日に必要な栄養量、食品の目安量や偏食等の個別相談。	月1回	継続	継続拡充	健康センター
3歳4か月児健診 栄養相談	3歳4ヶ月児が一日に必要な栄養量、食品の目安量や偏食・肥満等の個別相談。	月1回	継続・ 内容拡充	継続拡充	健康センター
ママと赤ちゃんの ふれ愛会	個別相談の実施 ・[妊娠・授乳期の栄養]についての相談 ・[乳児期の栄養]についての相談	年4回	継続・ 内容拡充	継続拡充	健康センター
すこやか子育て 相談会	個別相談の実施 各時期の離乳食の実際について具体的指導	月1回	継続	継続拡充	健康センター
すこやか食育教室	「幼児期の適正な栄養量」「おやつについて」等の講義や調理実習「簡単朝食メニュー」を通じて、親子で試食を楽しむ。	年4回	(食育・むし歯予防教室へ移行) 継続拡充	継続拡充	健康センター
保育所(園)での 健康教室	「保育所給食での栄養給与量」「おやつの与え方」の話を通じ、家庭での食生活のあり方を考え、食生活の充実を図る。	随時	継続	継続拡充	福祉課
食でゲンキッズな めりかわ	小学生に対して「食」についての学習・調理実習体験を通じ、健全な食生活の習慣付けと豊かな人間形成を図る。		実施	継続拡充	健康センター

③思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成16年度)	現 状 (平成21年度)	事業目標 (平成26年度)	担当課
思春期教室事業	中高生・保護者・関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用など、啓発指導の講演会等を開催する。	啓発指導	継続拡充	継続拡充	各課

④小児・周産期医療の充実

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
小児・周産期医療対策事業	小児・周産期医療の確保、充実及び富山広域圏医療との連携を図る。	医院 1 か所 病院 2 か所	医院 2 か所 病院 2 か所	継続拡充	市民課 健康センター 福祉課

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
育児休業制度等普及啓発事業	事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するため、啓発に努める。	広報活動	継続	継続拡充	商工水産課
女性就労者健康管理啓発事業	妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るため啓発に努める。	広報活動	継続	継続拡充	商工水産課
子ども看護休暇制度啓発事業	子どもの看護のための休暇制度普及の啓発に努める。	広報活動	継続	継続拡充	商工水産課

②仕事と子育ての両立の支援

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
育児支援等各種情報提供事業	育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努める。	広報活動	継続	継続拡充	商工水産課 福祉課
事業所内保育施設設置促進事業	認可保育所を補完する事業所内保育施設の設置について、事業所の理解を得ながら設置の促進に努める。	—	—	2 か所	商工水産課 福祉課

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次代の親の育成

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
男女共同参画啓発事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進する。	啓発活動	継続	継続拡充	教育委員会
少子化意識啓発事業	市広報等による意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を行う。	啓発活動	継続	継続拡充	福祉課
ふれあい体験事業	小・中・高生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図る。	小・中・高等学校 11校	小・中・高等学校 11校	小・中・高等学校 10校	教育委員会

②子どもの生きる力に向けた学校の教育環境の整備

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
(総合的な学習研究推進事業)	性別にとらわれることなく、各々の個性を尊重し、その能力を伸ばす教育を行う。	小・中学校 9校	学習指導要領の改訂に伴い、18年度で終了	—	教育委員会
(体験学習推進事業)	完全学校週 5 日制への対応として、児童生徒の生活体験、社会体験、自然体験等、体験活動を推進する。	小・中学校 9校	国の事業委託期間の17年度で終了。	—	教育委員会
心の教室相談員設置事業	各中学校に配置する心の教室、スクールカウンセラーによる生徒の悩み等への相談につとめる。	中学校 2校	小中学校 3校	小中学校 3校	教育委員会
適応指導教室設置事業	不登校児童生徒を対象に、学校生活への復帰を目指し、集団生活への適応力の回復及び育成を図る。	あゆみ教室 1か所	あゆみ教室 1か所	あゆみ教室 2か所	教育委員会
情報教育研究推進事業	小・中学校において、情報通信の機能や仕組みを利用できる能力を身につけさせる情報教育の充実を図る。	小・中学校 9校	小・中学校 9校	小・中学校 9校	教育委員会
自然観察学習推進事業(事業統合のうえ実施)	幼稚園、小中学校において、動物の飼育や植物の栽培を通じて豊かな心をはぐくむ教育を推進する。	小・中学校 9校	小・中学校 9校	小・中学校 9校	教育委員会
ボランティア活動推進事業	資源回収や清掃活動などのボランティア活動を推進する。	小・中学校 9校	小・中学校 9校	小・中学校 9校	教育委員会
私立幼稚園運営助成事業	私立幼稚園の経営の安定化を図るため、運営費の助成を行う。	6か所	5箇所	5か所	教育委員会
私立幼稚園園舎リフレッシュ事業	幼児教育が恵まれた環境の中で行われるよう、施設整備等の充実に対し助成を行う。	随時	随時	随時	教育委員会

③家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
家庭教育支援事業	小中学校等において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図る。	小・中学校 9 校	小・中学校 9 校	小・中学校 9 校	教育委員会
青少年体験学習事業	小中学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供する。	体験学習	継続	継続拡充	教育委員会
「14歳の挑戦」事業	中学2年生を対象に、一週間学校を離れて地域の中で体験活動を行うことにより、自分の可能性や生きる力を見出す。	実施	継続	継続	教育委員会

(5) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

①児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
児童虐待防止ネットワーク事業	滑川市要保護児童対策地域協議会の充実と関係者会議の設置により、相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努める。	設置	継続拡充	継続拡充	福祉課
児童虐待相談事業	地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努める。	相談指導	継続拡充	継続拡充	福祉課
家庭児童相談事業	いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の支援に努める。	相談員 1 名	相談員 1 名 児童福祉司 1 名	相談員 1 名 児童福祉司 1 名	福祉課

②母子家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
女性相談事業	様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力(DV)の防止に努める。	相談員 1 名	相談員 1 名	相談員 1 名	福祉課
母子家庭等就業推進事業	関係機関・団体との連携を図り、就業相談、講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援の推進に努める。	相談指導	継続	継続拡充	福祉課

母子福祉資金等貸付事業	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進する。	相談指導	継続	継続拡充	福祉課
-------------	---	------	----	------	-----

③障害児療育事業の充実

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
療育相談事業	発達の違いや障害の子どもの療育相談に対応するとともに、療育指導及び保護者の精神的ケアに努める。	相談指導	継続拡充	継続拡充	福祉課
幼児ことばの教室事業	発音の誤りやことばの発達についての相談や指導を行う。	1 か所	継続拡充	継続拡充	福祉課

(6) 子育てを支援する生活環境の整備

①良質な住宅の確保

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
市営住宅維持管理事業	良質な市営住宅の整備に努める。	随時管理	継続	継続	土木課

②良質な居住環境の確保

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
化学物質環境対策事業	化学物質に関する啓発や情報提供を行う。	啓発指導	継続	継続	生活環境課

③安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
交通安全啓発事業	交通事故防止についての広報・啓発活動を行う。	啓発指導	継続	継続	生活環境課
交通安全施設等整備事業	交通安全灯、カーブミラー、区画線等を整備し、快適な交通環境の確保を図る。	啓発指導	継続	継続拡充	生活環境課

④安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
ユニバーサルデザイン推進事業	子ども連れで安心して外出ができ、楽しく安全に遊び、生活できるようにユニバーサルデザイン化のまちづくりを推進する。	—	—	実施	各課
バリアフリー化推進事業	公共施設、交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進する。	一部実施	実施	継続	各課
子育て家庭の外出安心事業	公共施設に妊産婦優先駐車場など、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる環境を整備する。	—	—	実施	各課

⑤安全・安心まちづくりの推進

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
防犯設備整備事業	通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進する。	整備拡充	随時	随時	各課
広報啓発活動事業	道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所、共同住宅の防犯設備の整備の推進及び必要性に関する広報啓発活動を推進する。	広報啓発	継続	継続	各課

(7) 子どもの安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
子どもの交通事故 防止対策事業	子どもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努める。	広報啓発	継続	継続	生活環境課
交通安全教育事業	日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育を推進する。	交通安全 教育	継続	継続	生活環境課
チャイルドシート 普及啓発活動事業	チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、普及啓発活動を積極的に展開する。	広報啓発	継続	継続	生活環境課

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
地域防犯活動推進 事業	住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進する。	広報啓発	継続	継続拡充	生活環境課
子ども 110 番の 家等支援事業	子ども 110 番の家について、関係機関と協力して、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努める。	全小学校 区設置	継続	継続拡充	生活環境課

③被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	事業内容	前期計画策定時 (平成 16 年度)	現 状 (平成 21 年度)	事業目標 (平成 26 年度)	担当課
継続的支援活動事 業	各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して、被害を受けた子どもに対し、継続的支援活動を効果的に行う。	支援	スクールカウ ンセラー 2 名	継続拡充	福祉課 教育委員会

第6章 計画の推進

第1節 計画推進のための各主体の役割

1 家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。その役割が極めて重要であることから、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域との連携のもとに、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要となっています。

このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- (1) 父親の積極的な参加により、両親協働により家事や育児を行う。
- (2) 子どもの発達段階に応じた多様な生活体験をさせるとともに、家庭生活における可能な役割を持たせる。
- (3) 子どもに乳幼児や高齢者、障害者等とのふれあいの機会を持たせる。
- (4) 家族ぐるみで各種の地域活動に参加する。

2 地域の役割

地域社会は、子どものみならず、地域に住むすべての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深めるとともに、自治会、女性団体、青年団体等それぞれの地域における各種の組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たしえない領域を補い合うなど、地域住民の主体的参加による子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが必要となっています。

このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- (1) 近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努める。
- (2) 子どもたちが参加でき、異世代との交流も図られる様々な行事や活動の機会を提供する。
- (3) 遊びや活動の場を整備する。
- (4) 児童委員や母子保健推進員と連携して地域ぐるみで子育てを支援する。
- (5) 各種の健全育成のためのボランティア活動や青少年団体活動などを支援する。

3 学校の役割

学校は、子どもたちが成長し人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。豊かな人間性や社会性を十分に育むことができるよう、地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育む教育の推進に努めることが必要となっています。

このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- (1) 歴史・文化や自然等とのふれあいの機会を設定する。
- (2) ボランティア活動や青少年団体活動等各種地域活動への参加を促進する。
- (3) 保健・医療機関等との連携により、健康教育を充実する。
- (4) 男女共同参画や家庭生活等で男女の相互協力についての教育を充実する。
- (5) 乳幼児等とのふれあい機会を持たせるなど、子育て体験の機会を設定する。
- (6) 子育てに係る地域住民等の活動の場として、校庭や体育館等の施設を開放する。

4 事業所等の役割

事業所等は、共働き世帯が増大するなかで、子育て支援についても、その果たすべき役割が増大しています。職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保する観点から、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが必要となっています。

このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- (1) 勤務時間の短縮や完全週休2日制の実施に努める。
- (2) 育児休業の実施と活用しやすい職場づくりに努める。
- (3) 再雇用制度やフレックスタイム制度の導入に努める。
- (4) 事業所内保育施設の設置など保育支援に努める。
- (5) 子育てに係る地域住民等の活動の場として、企業等の保有する各種施設を開放する。

5. 行政の役割

子育てにやさしい環境づくり対策は、広範な領域や分野にわたることから、行政においては、各担当課が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、地域の実情に応じ、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。

このことから、具体的には次のような役割を推進します。

- ①子育て環境づくり推進体制の確立を図り、関連施設の総合的、計画的整備に努める。
- ②民間の団体等が行う子育て環境づくりに関連する自主的な取り組みを支援する。
- ③各種広報活動等を通じて子育て環境づくりについての啓発に努める。
- ④子育てについての住民ニーズの把握に努める。

第2節 計画の推進体制

1. 市の推進体制

地域住民と一体となって、関係する行政部門間の連携のもとに、「地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり」を目標として、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを進めるとともに、県をはじめ関係行政機関や団体等と連携して、地域における子育て支援や子育て相談、また、母子保健対策や思春期対策、さらには児童の健全育成対策等の充実に向けた施策の積極的な展開を図ります。

2. 住民と行政が一体となった推進体制

子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策について、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を図るため、行政施策の展開と併せ、民間の団体や事業所等の理解と自主的な取り組みを促進するなど、住民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。